

## いわゆる「密約」問題に関する調査

### その他関連文書

(2. 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」問題関連)

(5分冊の3)

#### 【注意事項】

- このファイルは多数のページがあります。
- 印刷する際には留意願います。

米氏長板

卷之二

五日午後七時在室まで快入院せ得

۲۶۳

卷之三

丁酉年十一月廿四日  
詩一三三於英國王宮  
三五七言

卷之三

卷之三

卷之三

唐  
元和十一年十二月某日  
上皇之次  
上皇之次

此後，他雖有時到處走走，但多在城中，從未到過外縣。

楊柳

黒鷹軍事委員会の回復は確実で、日本軍は日本側の  
軍事委員会が若干の準備向詔出税金を準備する。

(別紙) 2件の事項を別紙二つに依る事項を提示

前文の三事項は何れも三箇月以内に着手する。米國の準備は一方

絶対に着手されず、三ヶ月以内に着手する。在日四十歳の日本人

例えは、以下より、軍事委員会は、黒鷹軍事委員会の軍事委員会

特工部隊大隊長の間の連絡をとるための之類の元々

Almanac of the State of New York for the Year 1851.

卷之三

(5) 第一章 五十年來的義務之擇一之二

大正二年九月廿五日。奉。二年修造社殿上院同深。少事不至。

十三年正月來至長安在玄極院之旁。李嘉榮與仲一太初  
同宿。相對飲茶。已復流連。

高宗皇帝之子，世宗之弟也。性好学，有文才，善属文，尤工于诗。在平洋巡城，有令于三司。

卷之三

先生嘗謂其間有可取者。但不知其所以然耳。今聞此一言。又

の上に、は先づ、筆は強て好んで、本年の、萬葉の題詩を取つて、次へ

事体、不運な件で行方不明になってしまった。桂樹が行方不明にならぬことを心配して、行方不明にならぬことを心配して、

同様に又極限を定めずと云ふが、採用難いとおもふ。自己は白井

高橋尚義著「已讀未聞」(新星出版社)、『五十年の政治』(筑波書社)

所生之子多有奇才，故其後雖不復為官，而後之五年，

寫於年三十日，乙未年正月二日，丁巳年正月二日

本年は、萬に付を參拝せり。且と之處より更に演習軍制隊小隊の練度を考へんが、其の事は、

高蔵寺の黒牛園ノ原野にて、日本側の事より四種二不善

とす三回存在。

此ノ不善ヲ、主として修めは、柔軟手段にて、そつて博報局

所にて、其の間、其の間外にて、此の點に付する事無事。

之ゆえ神子三郎の事、高蔵寺の上院、猪口彌助の事。

支那全般事務中山東省にて行方不明に

以上シナノ事例ノ實力者多數無事者、才人等子供日本側の實力者皆一

かかず知らぬ事例他は未聞、而實に其得主也。

大慶・天津・塘沽・北洋又ウムラガ日本側の實力者多數失事者有之

ナリヲ及(事例)開拓三・並北江口江陰・金華・毛羅河・同銀川現

前回博三此ノ事例甚少有之、然御事例少々有之。今開拓事例

去來力江平トヨ排左(不詳)事例少々有之、然御事例少々有之。

國子之行也。其後又以爲一持意甚可惡也。是至始末

即ち此の事は必ず之を主筋とする

事務處事務員十名，候補員二十名，各科員二十名，上書記十二名，副書記八名。

萬葉集卷之三  
高士傳

九月廿日，同語山偕遊于西山，其時天高氣爽，

卷之二十一

大臣 同時には事務局が請まつて

大臣 あらゆる事務局が請まつて

大臣 お手本の國體は事務局が請まつて

大臣 お手本の國體は事務局が請まつて

大臣 お手本の國體は事務局が請まつて

外務省

大正三十一年九月三日御内閣總理大臣より手書

御内閣總理大臣より手書

大臣 但馬守

吉保監査官件にて、本件は、本件の吉保監査官件に付属し

自らから本件の本件の吉保監査官件に付属し

御内閣總理大臣より手書

大臣 御内閣總理大臣より手書

あつた。其の上、~~この~~先には本局の方室で可と御うに引取らば世浦  
署在はひ。大いに時節は日中のハラカラは要らず、我修業所にてに  
向ひまことに本保善會には余り向ひがけの事はなかれと  
思ふ。或は御印榜、七八月に御用事修業方に付在すと云ふ  
二三色はあきらめても、まはひがと云ふ。今しは本局の直轄と考  
へておる。而も其係に宣ひをう。至る上書類は自是宣法承  
知する所、上將軍は御内閣の上元中務とて事主事主として考

(以下十九條) 之謂也。外故令儀在中等。子猶尚猶。

博報局に於て之を受取る。行政院より同月二十九日

暫不為言。三文到事。付那情。兩事。及。更。

金匱要略

129  
REC

CONFIDENTIAL

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan and the United States of America,

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of economic stability and well being in their countries,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing that they have the inherent right of individual or collective self-defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Desiring that the security of Japan be ensured, Considering that they have a common interest in the security of Japan,

Considering that they have a common concern in the maintenance of international peace and security in the Far East and in the Pacific area,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and security,

Therefore agree as follows:

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-2-

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

The Parties will endeavor in concert with other peace-loving countries to strengthen the United Nations so that its mission of maintaining international peace and security may be discharged more effectively.

ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them.

ARTICLE III

The Parties, individually and in cooperation with each other, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain individual and collective and develop their capacities to resist armed attack.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-3-

ARTICLE IV.

At the request of either Party, The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty, and, at the request of either Party, and whenever the security of Japan or international peace and security in the Far East/ is threatened.

ARTICLE V

Each Party recognizes that an armed attack against either Party in the areas territory under the administration of Japan would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes and constitutional provisions.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations in accordance with the provisions of Article 51 of the Charter. Such measure shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE VI

For the purpose of contributing to In consideration of the common interest that the two Parties have in the security of Japan and in consideration of the common concern that the two Parties have in the maintenance of international peace and security in the Far East and in the Pacific area  
the United States of America is granted the use by its land, air and naval forces of facilities and areas in and about Japan

The use of these facilities and areas as well as the status of United States armed forces in Japan shall be governed by a separate agreements

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-4-

agreement, replacing the Administrative Agreement between the United States and Japan signed on February 28, 1952, and by such other arrangements as the Governments of the United States and Japan may agree upon.

#### ARTICLE VII

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

#### ARTICLE VIII

Nothing in this Treaty shall be interpreted as imposing on either Party any obligation in conflict with its constitutional provisions.

#### ARTICLE IX

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America in accordance with their respective constitutional processes and will enter into force on the date on which the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in \_\_\_\_\_

#### ARTICLE X

The Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 shall expire upon the entering into force of this Treaty.

#### ARTICLE XI

This Treaty shall remain in force until in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-5-

come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan area.

However, after the Treaty has been in force for ten years, either Party may give notice to the other Party of its intention to terminate the Treaty, in which case the Treaty shall terminate one year after such notice had been given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

DONE in duplicate at \_\_\_\_\_ in the Japanese and English languages, both equally authentic, this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

I have the honor to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed today, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan concerning the implementation of Article VI thereof:

deployment into

Major changes in the disposition in Japan of United States armed forces, including those in their equipment, and the use of facilities and areas as bases for military combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be effected upon will be the subject of prior consultation with the Government of Japan in the light of circumstances prevailing at the time. Consultation will not be required concerning the withdrawal of United States armed forces and their equipment from Japan. However, the United States would expect to follow the present procedure of notifying the Government of Japan in advance of such withdrawals.

I should be appreciative if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that this is also the understanding of the Government of the United States of America.

I avail myself, etc.

121  
J/T

CONFIDENTIAL

PROPOSALS

✓ 1. Preamble, fifth paragraph.

Instead of "Desiring that the security of Japan be ensured," say:  
"Considering that they have a common interest in the security of Japan,"

✓ 2. Preamble, sixth paragraph.

Add "and in the Pacific area" after "security in the Far East."

✓ 3. Article III.

Insert "individual and collective" after "maintain and develop their."

✓ 4. Article IV.

Suggest modifications, so as to make this Article read:  
"The Parties will consult together from time to time regarding implementation of this Treaty, and, at the request of either Party, whenever the security of Japan or international peace and security in and the Pacific area  
the Far East is threatened."

✓ 5. Article V.

Replace "areas" with "territory."

✓ 6. Article VI.

Suggest modifications, to make this Article read:  
"In consideration of the common interest that the two Parties have in the security of Japan and in consideration of the common concern that the two Parties have in the maintenance of international peace and security in the Far East and in the Pacific area, the United States of America is granted the use by its land, air and naval forces of facilities and areas in and about Japan."

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 2 -

"The use of these facilities and areas as well as the status of United States armed forces in Japan shall be governed by a separate agreement, replacing the Administrative Agreement between the United States and Japan signed on February 28, 1952 and by such other arrangements as the Governments of the United States and Japan may agree upon."

7. Article VIII.

Propose deletion.

At end of first paragraph of Article V, the words "and constitutional provisions" could be added, to provide additional assurance.

8. Article IX.

(Japan would be mentioned first in both original English and Japanese signed texts which Japan retains, the United States would be mentioned in both original English and Japanese signed texts which the United States retains.)

CONFIDENTIAL

大庭

宋史卷之三

五月十四日小雨次元在事半便合達開事件

東  
館

卷之九

日連 五代十國後周世宗 乾德二年正月三日方平生  
其居若 于西洛水東南有大樹一株枝葉繁茂同大柏  
大柏十數株一株一丈餘高一尺粗者

25  
26  
27

12月11日  
行經漢江  
宿漢江  
人多

大作の如きは、さうしたく思ふ。前回お詫びの事で、西院博士の御用意を周すべし。

桔子

其後又復作此詩以贈之

内閣書類三月廿五日

答 情報部の報告は承認申上候し。別紙一と取扱

第一 各高井三矢口主事、方平洋地藏と下士と新修紅、日本丸

第二 府内署の敷居を引受けたから本委印兼玉手箱を拂方奉事、又

第三 方言通三郎子は米澤アホ義筋を置子と云ふ二方の住處、

ヤオミナガ姫親王は隊吉丸奉事、不仕合ノハ。

原、御詔勅と解説、其直前金一が因正と云ふ理庵は參謀也

多くは事務官内省、内閣文庫等の用ひの日本文書付。日本と

米國の形を正規の書類（商船の本則、其道）

前半と云ふ書類の事、亦即ち日本が御手にあらむ事

の如き形を以て

答前 手渡削除“地圖”付

更、右手様地圖削除は左の如き事由又は道徳上、

答前 事由既に大變なう様な事由又は道徳上、

其の事は日本が行なつた。

國と國民の権利と義務は、法律に規定する事である。

人権が國と國民の権利と義務が制限されても、それは解釈する事である。

法律は常にその権利を尊重する事である。

維持する事である。これは、in accordance with constitutional provisions である。

制限される事は、在法律の範囲内である。

國語卷第十一

唐宋文獻卷之三

桂雲は「このやうな事は、何時行路物が音を立てる事

乙巳行賈府中米園之東移居於上嘉陵江解脫寺三月廿二日

故後之學莫又休。論衡之說，雖非子雲之清。

蒙事。主に日本で「アーチカル・アーティスト」用語も成立主義論)

讓潘正根率一二打鷹  
12. 21.   
in accordance with  
the arrangement  
with  
X.F.  
keeping  
with

in  
confor-  
mity  
with  
the  
law. As  
MA  
has  
not  
done  
so  
far  
as  
to  
have  
any  
right  
to  
do  
so,  
it  
is  
not  
per-  
mit-  
ted  
to  
do  
so.

卷之六

(東洋漢語)

參議長 寶慶府同知任抑之大中丞兼撫按差不滿月

桂川長本と少佐儀の事。

卷之二十一

又以爲子孫理數者十人。而上書之。

大臣局内事は専門理化司

大臣事務は専門理化司

大臣事務は専門理化司

大臣事務は専門理化司

大臣事務は専門理化司

大臣事務は専門理化司

大臣事務は専門理化司

唐 本年正月二十日と爲す。

方ノ事は日本樂國ノハシニテ申す。

新潟市 十五年正月二十日西本の序子と傳。古理也。

唐 本年正月二十日地在水城有持。古理也。

主ひ少翁所傳也。極爲之徳也。

新潟市正月二十日。古理也。

唐 本年正月二十日。極爲之徳也。

持立チテハ

ナニモ活用セラム。 as may be used you と附カス。

答者  
元吉

唐  
喜捨同様に、例の圓手は勿論上品なが、全般まとまき  
から薄糸ぢや不是喜捨同様に之を定め給申候。 手當  
着生厄除除乞御申すや

答者  
修理相送りと申す。 喜捨在事あし

本便 金額確定の上、諸の説明を終えました。

次に右の如き、大臣の御意を了解せんとした旨を申す

旨である。左記金額式に付議の書類と之を三つ

左記手札(一)

(右記手札)

別紙二は右表の如く、機密を守り得ることをもつて

又右記は除外するとして取扱ふ事とし、  
major change  
は  
diploy  
into

上記  
こと

古便 番号三三四二、平賀軍監三三三三、同上。同上。

並々無事。

余者此處止付御用。其餘三、四事、同上。同上。

以上、所送文書、是也。

BY  
8/1

Confidential

PROPOSALS

1. Preamble, fifth paragraph.

Delete "Considering that they have a common interest in the security of Japan,".

2. Preamble, sixth paragraph.

Delete "and in the Pacific area".

3. Article III

Delete "individual and collective".

4. Article III

Insert "within the constitutional limitations" after "maintain and develop".

5. Article IV

Delete "and the Pacific area".

6. Article V

"in the territories of Japan under its administration", instead of "in the territory under the administration of Japan".

- 2 -

7. Article V

"its constitutional provisions and processes" instead of "its constitutional processes and constitutional provisions".

8. Article VI

"For the purpose of contributing to the security of Japan" instead of "In consideration of the common interest that the two Parties have in the security of Japan".

9. Article VI

Delete "and in the Pacific area".

10. Article VI

Delete "and about".

11. Article VI

"replacing the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at Tokyo on February 28, 1952, as amended, and by <sup>other</sup> other arrangements." instead of "replacing the Administrative Agreement between the United States and Japan signed on February 28, 1952, and by such other arrangements, as the Governments of the United States and Japan may agree upon."

~~as~~ <sup>the</sup> agreed upon.  
~~may be~~

BY  
PC  
=

CONFIDENTIAL

"The deployment into Japan of United States armed forces other than the entry of such forces by way of routine movements, the introduction of nuclear weapons into Japan, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be directly launched to areas outside Japan shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

支那事務局  
參事九科

大臣

支那事務局在支那使領公署同件

(總)

支那

支那

支那事務局在支那使領公署同件

支那事務局

支那事務局

支那事務局

支那

支那事務局在支那使領公署同件

支那事務局

支那事務局

支那

支那事務局在支那使領公署同件

連絡事項、八月二十九日付の内閣府議事録と並び、

右は御承うる如きに對する同意書を呈上せし事項。

(右の件割合一五種手)

古便 情報署長桂田吉郎氏の方の口頭にて、吉本士吉は黒澤

白山ひさが、右文中に右の件の解釈を以て取扱を要す。

此件の主張事項は、右件の解釈は右文章の *according to the construction of principles* に對する事項なり。

筆者或は M.A. は此の事項の同意を文書する所。

付記

其の後は元々の如き

署名書類を改めて寫す

すと本の意味が完全に固子には理解されず了承せられず半議

合意を寫す事の上は、本議論を理解して打取つて了承せ

仰言す所に  
in accordance  
with constitutional  
provisions  
を理解せしめ  
國と政府の  
合意を了承せ

以上は本件と云ふ事の如きは、此上は別段

たるは無理と理解す所ではあると筆者

空氣、冷氣機等に付加する。

(別紙二尾の三を添付)

本件は、前記方針、本件より既に二は不適切と該

本件及基準作成用意の観点から、  
該方針

上記とすまると、(ア)は本件 deployment とかく本件に半  
年後も上記方針をそのまま半持続的運営するに至る。

他に上記方針をテクニカル手続及エラフ指道による所

3月21日、12時半頃以降、  
directly handing  
本件を了りては

諸事を終り、其の後は思付不足でA章と構う。

解説

13章 (1) (2) をから且

direct launching

12回半裏陀は手の本上本又

音(三三三三三三三三)と(三三三三三三三三)と(三三三三三三三三)

三三三三三三三三

(引代四左様手)

次第、恣行政権を以て常側而御用意せし事

(1) 常側 構思在手。  
(2) 体略令全を以て常側而御用意議を既く構有。且三色

(1) 独立の主権、専斷的行政の主と本邦の臣民の主	かこは丸をたてて生す。とお西宮をばく。其の事。
(2) 連合の主権、専斷的行政の主と本邦の臣民の主	まがは
(3) まゆるを解を意とする事。即ち唐に日本とはあらう	まゆる
(4) 米國は rights とまだしも解を意する事。即ち米國の事。	米國をもつてはまゆる
(5) 1年1回うちおまじめの事。	safeguard
(6)	1年1回うちおまじめの事。
(7)	
(8)	

(10) 軍事委員會の文牒手

(11) 軍事委員會の文牒手

軍事委員會の文牒手

軍事委員會の文牒手

軍事委員會の文牒手

軍事委員會の文牒手

同尋事有無等と尋ねて其は年は古いが、右者有る旨同

聞。右者左件は特の事で、其事有るを乞

退院。

(12) 横河謙次郎

(14) 日本側の希望に付し、其の事は早うエリカ、カジマの事

立候。又、御本江は、御本江の事で、立候事に開鏡して日本

事務室にて、立候事に御本江は日本方面へ移動する事

様な事は出来ない事か不思議な事である

事であります。

(16) 日本国は政府の防衛と安全保障の問題が

あるが、米國は政府の防衛と安全保障の問題を

庄重に取扱ふ事。要は双方の防衛

(17) 重複します。

別紙

(Draft)

Article VIII

Nothing in this Treaty shall be construed as constituting any undertaking by Japan exceeding the constitutional limitations.

OR

Nothing in this Treaty shall be construed as imposing on Japan any obligations in conflict with its constitutional provisions.

134  
NY  
(Draft Formula A)

2  
(Japanese Note)

I have the honour to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed to-day, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan concerning the implementation of Article VI thereof:

Major changes in the equipment of United States armed forces in Japan and the use of facilities and areas as bases for military combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, that may be undertaken by United States armed forces from such bases to areas outside Japan, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

I should be appreciative . . . . .

B  
P  
H

(Draft Formula B)

三

(Japanese Note)

\* \* \* \* \*

The deployment into Japan of United States armed forces other than the entry by way of routine movements of such forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas as bases for military combat operations other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

I should be appreciative . . . . .

BY  
SH  
VR

CONFIDENTIAL

20 May 1959

Administrative Agreements - Interim Comments

(1) Title

Suggested alternatives: "Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, regarding the Facilities and Areas and the Status of United States Forces in Japan."

(2) I (a) Understanding

Delete "including leave orders".

(3) I (b)

Proposed language is similar in substance to NATO language.

(4) III 1

"rights" preferred to "rights, power and authority"; additional understanding not deemed desirable. "Safeguard" preferred to "defense".

(5) III 1, Second and third sentences

Reconsideration requested.

參一六二

12

- 2 -

(6) III 2, last sentence

Under study.

(7) IX 1, first sentence

Under study.

(8) IX 1 Understanding

Delete "in accordance with present procedures".

~~"appropriate procedures and regulations".~~

(9) IX 5, last sentence

Under study.

(10) XI 2

Further explanation requested.

(11) XI Understanding

Reconsideration requested.

(12) XII 1 Understanding

"undertake" preferred to "will continue".

Retain "as far in advance as possible".

- 3 -

(13) XIII 6

Delete "continue to".

(14) XIV

A few points under study.

(15) XVII

The proposal does not affect the status of the United States armed forces reserve organization in Japan.

(16) "Agreement between the appropriate authorities of the two Governments"

Under study.

(17) Existing Agreed Minutes

The "guidance" formula preferred.

B  
P  
J  
D

CONFIDENTIAL

Explanation of "in the employ of, serving with, or accompanying" in Article I (a).

Each of the categories is necessary, distinct from the other categories, and describes persons whose presence in Japan is considered essential for the fulfillment of the mission of the U.S. armed forces.

"Employed by" includes appropriated fund employees of the United States military forces, nonappropriated fund employees, and civilian employees on United States armed forces operated vessels and aircraft.

"Serving with" includes personnel of the American Red Cross and United States contract technicians and technical representatives performing essential work for the United States armed forces. (It also includes 3 representatives of the Boy Scouts of America.)

"Accompanying" includes employees of the Military Banking Facility, the United Service Organizations, the American Field Service and the University of Maryland, all of them performing essential services for the United States armed forces.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

Explanation of need for wording "the authorized procurement agencies of the United States armed forces" and "supplies and equipment... ultimately to be incorporated into articles or facilities used by such forces" in Article XI, paragraph 2.

The following are examples of materials, supplies, or equipment which are imported duty free into Japan by a Japanese contractor or for delivery to a Japanese contractor to be ultimately incorporated into articles of facilities to be used by the U.S. forces:

1. Air Force -- Jet engine parts imported by Lockheed Aircraft Service Organization for delivery to Kawasaki Aircraft Co. These parts are used for repair of all types of jet engines. This repair is performed by Kawasaki under a U.S. Government contract. The Air Force supervises a similar contract with Mitsubishi Aircraft Co. for the repair of reciprocating aircraft engines. Many of these reciprocating engines are old, and the Air Force no longer stocks parts. Accordingly, Mitsubishi must often procure the parts through a private agent in the U.S. In the latter case, the parts are imported duty free directly by Mitsubishi.

2. Army -- The Army imports the following items and turns them over a Japanese contractor as Government-furnished property: Machine tools a spare parts used in the vehicle rebuild program, rust removing compound manufactured in Okinawa and used in quantity in the vehicle rebuild program, and synthetic rubber used, for example, to manufacture neoprene gaskets (Sagami Engineering Works and Victor Auto Co.). Under another contract, spare parts for Chevrolet sedans are purchased directly from General Motors by the contractor, Taiyo Motors, on a duty free basis. Taiyo Motors keeps the parts in a bonded warehouse until they are requisitioned for use by a U.S. forces agency.

3. Navy -- The Navy has seven contracts with various Japanese contractors for the maintenance and repair of air frames and instruments. The two principal contractors are Japan Aircraft Mfg. Co., Ltd. and Shin Meiwa Industry Co., Ltd. Other contractors are Tokyo Precision Instrument Co., Tokyo Aircraft Instrument Co., and Fuji Precision Machinery Co. Under the terms of these contracts, the Navy imports aircraft parts and components duty free into Japan and turns them over to the contractor as Government-furnished property. Under another program the Navy imports steel plate duty free for use by contractors in the repair of ships (Yokohama Zosen and Asano Dock). Marine engine parts are also imported on the same basis for contractor use as Government furnished property (Yokohama Zosen, Asano Dock and Yokohama Dock company).

CONFIDENTIAL

BY  
J.S.  
X

CONFIDENTIAL

(Letter of Understanding)

2. Re Article XI.

(1) Re paragraph 2:

The United States Government undertakes to ensure that the quantity of goods imported under paragraph 2 of the United States armed forces and of the civilian component, and their dependents shall be limited to the extent reasonably required for such use. and to take all necessary measures to this end

(2) Re paragraph 3 (c):

(unchanged)

(3) Re paragraph 5:

The United States armed forces will take every possible practicable measure to ensure that goods will not be imported into Japan by or for the members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents, the entry of which would be in violation of Japanese customs laws and regulations.

The United States armed forces will promptly notify the Japanese customs authorities whenever the entry of such goods is discovered.

CONFIDENTIAL

新条約に關する外務大臣體議説明(案)

一月一日　米保長

ア 現在の東洋は、新条約實行では、昨秋來在京米大陸との間に詳細意見の交換を進めて来たが、この間、論文以下十ヶ条の形で纏めることに意見の一致を見た。その摘要は以下述べる如くである。

一 諸友邦沙汰の問題、及ぼす兩國が政治的經濟的各分野に亘り友好關係を確立を希望すると共に、互國通商の結果並重し國際平和の維持を期すとする事、及び日本政府は日本と支那の對外政策の一致を期す事の上に於て、新条約締結の決議を認めたる。

機密

日本文書の条項では、国連機関の尊重、国際紛争の平和的解決、  
国連との協力等に關する条文、並びに政治、經濟の分野における  
協力關係を置き條文を置く。

且、米國が相手國に対する援助義務を約束する条約には、自助及び  
相互援助の精神を置き所謂ヴァンデンペーター決議を本とした条文を  
置く。一方の者はわが國憲法との關係で慎重なる立場を  
取つてゐる。他方との者はわが國憲法との關係で慎重なる立場を  
取るので、米大使とも話し合ひた結果、次の如き事項に付意見の  
一致を見出づる。(括弧内は米國の既成用語を示す。)

〔締約国は、個別的及び相互に協力して(軍備及び共同して)  
繼續的且効果的な互助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する

されねれの能力（個別的及び集團的能力）を、憲法の規定を尊重して且確実に保たる。

第 諸議条項として、西締約国は、ヒの条約の実施に關して、又日本の安全又は東東洋における國際の平穏と安全に対する脅威が生じたときは、アリドモ協調するものなるべくと明記する。

本來日本國の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂内陸通路も当然脅威たるがむすびかひ、開港場にて載ても輸送の対象となる。

又我が方からして、條約地域の決ぬ方の問題として重視する所である。ヒの条項は、

「各締約國は、日本國の施政の下にある地域におけるべく  
か一方の締約國に対する武力攻撃が他國の平和及び安全を危ぐ  
するものと認る、憲法の規定と手続に従ひ、共通の危険に對  
処する上うた行ふることを宣言する。」

どちらも句に付意見の一致を見せてゐる。米国が援助義務を引受け  
ける場合は相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約  
地域を日本の施政下にある地域と周縁するとは極めてむづか  
い問題であるが、日本の憲法問題や国民感情等に付米大使とも  
懇談した結果、米側も古の如き条文を命ぜたのである。

左の右の著者によれば、沖縄小笠原は施政権回復と共に自動的  
に条約地域に入られるととなる。

米軍の駐留に関する規定は次の如き形とした。

「日本國の安全を脅威するため、並びに中國における國際の平和及び安全の維持及び同盟諸國が有する共通の關心を考慮して、アメリカ合衆國は、その陸軍、海軍及び海軍による日本國內の施設及び区域の使用を許され、「

施設及び区域使用の細則並びに日本に在る米軍の地位は、行政協定に於ける新協定で定めることとする。」

八 機械問題及び在日施設の軍事的使用の問題に就ては、合衆国軍隊及びその裝備の日本内への配備に関する問題を率直に行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本國政府と事前に協議す

る。上の趣旨を交換公文によりはつきりさせることとする。

本条約の期限は十年とし、十年後満了時は一年の半期毎に改めて延長し得ることとする。

一月以上が条約の由たる内容である。条約の内容は、「相互協力及び安全保障」によるものとして、条約各条の書下に別紙要約の通りである。

相互協力及び安全保謢条約案要綱(案)

(第三回) 第一章 安全保謢

\* 一 案(国際平和維持)

西諸島は国連憲章の原則に従て国際紛争を平和的に解決し、  
更に国連の援助に連携するよう本武力の行使又はその脅威を行わぬ  
こととし、更に国連の機能強化に協力する。

第二案(政治的經濟的協力)

西諸島は国連の原則を尊重して、国連と連携して平  
和的友好關係の強化に努め、更に經濟的協力の氣氛の堅密化に努力  
するととする。

第三案(防衛協力)

両締約国は、個々に及び相互に協力して、継続且かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法の規定の範囲内にて維持しきつ發展せることとする。

才四条（協議）

両締約国は、条約の実施に關し、又日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされてゐると認める場合は、隨時相談することとする。

才五条（援助義務）

両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとす

る。かくして數られた措置は、安全保障理事会が適当な措置を数つたときは終止される。

カ六条（施設区域使用）

日本國の安全並びに極東の平和と安全を保証するため、合衆国軍隊は日本にある施設及び区域を使用することが出来るんとする。施設及び区域の使用の権利並びに日本における合衆国軍隊の地位は別に定めらるべしとする。

カ七条（国連旗章との混用）

本條約の規定は、国連旗章又はヘリコプター機器等なら一團體の實務には影響しないとする。

カ八条（起筆）

本条約は批准書の交換の日より効力する。

第九条（安全保障との関係）

本条約が発効すれば現行安全保障条約は消滅する。

第十条（期限）

十年経過後又一年の予告で廃棄される形とする。

附屬交換公文

命衆固軍隊及びその裝備の日本への配備に關する重要な要領  
を行ひ得る、並びに米軍が日本外の戦闘行為のため日本の施設を  
或を日本からする作戦行動の基地として使用する場合、日本政  
府と事前に協議する。

主事文書 参事元子

一月十九日 稲山屋在三番便金三郎

(印)

十一

同 嘉慶丙午年十月十九日下同。一月二十日。封手奉手。三五萬金。  
正倉院。桂生直。山鹿治。嘉慶丙午。正月三十日。正月三十日。嘉慶丙午。

三十日。正月三十日。正月三十日。

正月三十日。正月三十日。

嘉慶丙

正月三十日。正月三十日。正月三十日。

正月三十日。正月三十日。

正月三十日。

正月三十日。正月三十日。正月三十日。

正月三十日。正月三十日。正月三十日。

ハナ金佳付す御事ハサキ申ま。

庚 予は今向蘇生を承り、或は御役に立つて取次ひ。所

度又云此九月甚期限迄期付已得付。乞願す。

辛 向蘇生 in the light 以下の道がて要。總理は前から乞うて居た

形、正に事なり今升官之力傳流す。不付吾子處に付置上之

と申す。此事は本事也。等が事は國子學に在り

此意多聞及ぶ。且其事の了を考へて事成す。

函 梅屋在 the light 頃は原村意無仰行を、せよと云ふ事か。若レ  
其の事に於テ同様之三三度もあれば是爲子ながと云ふ事で有りう  
る事に附く其中一例を記す。

立 伏見は堺より方々、立木の生全樹、已據候て、又は其方  
又は其方林樹の子不育、之と降高者、伏木御近の里にて、又は  
馬車改め、是其降高す三三度。

度 皇室之御宿御宿之御宿、今在早速其申立し。

此の問題では行方不明の事

(5) 三重一辺は構造面で大、(6) 三重一辺は底面で小

高層建築と並んで下層又は低層の内閣は多く隣接する

中層の店舗を降りて出る。この點の内閣体験は大いに得た。

参り立てる。其の可否と理由は、必ずしも内閣の問題

だ。併し解説の形で其の原因を立派に示す事は望むべき

様だ。

大臣 梅平理佐事不可か。如事局は存在したと解る事  
か出来と同様、之を除きは宜しく了解在道の如き解付  
方法十萬得べし。

二便 知悉して候事は三度開示を重ね行か候事。是  
が御智慾が有れば取次ぐ。もとやくの方から、と御思は  
度す。

大臣 了解する所の如前文通り研究すべし。

一便 三月三日 意見は當初除去了本件の如きの如  
くは未審り

と達へ  
詔令事

答 諸は先に主權を求めて運びて來り

東 諸國々は既に同種の合意の爲め已

以て何より捷速にて、其のうニこれを承認する所

三月三十日同上

(11) 九月一號ヲ解く事由在候事

西 墓之爲主事とす(但し半軍團休地外に於て)

(三) 全面整備改進運営計画並にその実施の手續に従事する機関等	支那事務局	支那事務局
(二) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(一) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(八) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(七) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(六) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(五) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(四) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(三) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(二) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
(一) 支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局
支那事務局の運営並にその手續	支那事務局	支那事務局

別の解を量りて参考とす。土使は右の二点に  
取組むが得たと競。審査は日本が成る事無しと  
ナニ其は今朝、ソシテイは連絡は米糸を除く五箇所と  
志滿國事、日本は傳統者にはNATO等は該する事と  
思ふ。以上は明治堂主の講義は事実上未開拓と思  
えて居た事で、即ち當初は十二月、内閣了解の事。  
（本解も左の解和て併記する事と成る事に付記）

内閣はNATOと軍属の意義の是を考へ要の方を理  
付ける所が、未だ何が核兵器を以てし得るか、専用  
の事の如きを考へる事。

(4) 朝鮮、西周、南洋は核兵器の使用に同意する事かと云ふ點は

NATOは、宣傳は個別協定の方、或は日本政府の主張で、  
而して現在の場合は、必ずしも行船の如きの  
上全く不満と理解し、機関を通じて日本政府の意見

航行本日より各船上に支拂い金を支拂ふ事無き事。此

年三月十五日午後二時三十分後より支拂ひ金の付合

止め

(又)今意廉事務機関より是事一筆已送至奉る。之半額即ち

支拂ひ金の半額を支拂ふ事無き事。此三月十五日午後三時

華潤会社より是事一筆已送至奉る。之半額即ち

支拂ひ金の半額を支拂ふ事無き事。(別件一)

吉原 本務事務は既に終りたが申立て

鹿 興行委員會

多々の御用に在り御感心を承りまし言は西門主事にす

第4回序文 佐藤忠（政治家・社會主義者）は數年前改め

鹿 其の子今重田源理と萬太郎、源理（前）源次郎、萬太郎

法士、外山源次郎、蟹井忠義、柳川助三郎、河原次郎、吉原

三木喜一、又子（男）三日延也、三木喜一、吉原

若者は甚だ困難あり矣。又二三事少く事細耳。  
其の本職事例は御用便金(?)を主として其の支給  
より之様な手手筋(?)にて御用便金を主として其の支給  
理由第一に於て是と申す事は事直事也。其事直の意(?)  
事直し 従て若者は其の仕事に於て大江源理事(?)  
事直十日後(?)と申す事也。其事直の意(?)  
古他 今後早速取次等(?)

支那事務局	尚機運會津府	舊制傳習所	3月1日	支那事務局
支那事務局	尚機運會津府	舊制傳習所	3月1日	支那事務局
支那事務局	尚機運會津府	舊制傳習所	3月1日	支那事務局
支那事務局	尚機運會津府	舊制傳習所	3月1日	支那事務局
支那事務局	尚機運會津府	舊制傳習所	3月1日	支那事務局

124  
P  
SK

I have the honor to refer to the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security Between the United States and Japan, signed today.

It is the understanding of my Government that the Official Minutes of the Tenth Joint Meeting for the negotiation of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between the United States and Japan, held on February 26, 1952, and the Official Minutes regarding the Protocol to amend Article XVII of the Administrative Agreement, dated 29 September 1953, shall retain their validity as understandings between the two Governments, except where subsequent agreements, including the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, have specifically made the Minutes inapplicable.

I would be grateful if Your Excellency would confirm the foregoing understanding on behalf of your government.

By

PC

Confidential

Re Articles XIII and XV

The Government of Japan and the United States will cooperate with each other with a view to facilitating the promotion of welfare of workers and the maintenance of amicable labor relations between United States armed forces, including the organizations provided for in Article XV, and Japanese workers.

極  
秘

Draft (as of June 20, 1959)

CONFIDENTIAL

JAPANESE NOTE:

Excellency:

I have the honor to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed today, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan concerning the implementation of Article VI thereof:

Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

I should be appreciative if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that this is also the understanding of the Government of the United States of America.

I avail myself, etc.

U.S. Reply:

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

(Text of Note)

I have further the honor to confirm on behalf of my Government that the foregoing is also the understanding of the Government of the United States of America.

Accept, Excellency, etc.



CONFIDENTIAL

(Draft as of June 20, 1959)

TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan and the United States of America,

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of economic stability and well being in their countries,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing that they have the inherent right of individual or collective self-defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Considering that they have a common concern in the maintenance of international peace and security in the Far East,

Having

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 2 -

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

The Parties will endeavor in concert with other peace-loving countries to strengthen the United Nations so that its mission of maintaining international peace and security may be discharged more effectively.

ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by

strengthening

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 3 -

strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them.

#### ARTICLE III

The Parties, individually and in cooperation with each other, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain and develop, subject to their constitutional provisions, their capacities to resist armed attack.

#### ARTICLE IV

The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty, and, at the request of either Party, whenever the security of Japan or international peace and security in the Far East is threatened.

#### ARTICLE V

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 4 -

ARTICLE V

Each Party recognizes that an armed attack against either Party in the territories under the administration of Japan would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional provisions and processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations in accordance with the provisions of Article 51 of the Charter. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE VI

For the purpose of contributing to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East, the United States of America is granted the use by its land, air and naval forces of facilities and areas in Japan.

The use of these facilities and areas as well as the status of United States armed forces in Japan shall be

governed

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 5 -

governed by a separate agreement, replacing the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at Tokyo on February 28, 1952, as amended, and by such other arrangements as may be agreed upon.

#### ARTICLE VII

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

#### ARTICLE VIII

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America in accordance with their respective constitutional processes and will enter into force on the date on which the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in \_\_\_\_\_.

#### ARTICLE IX

The Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on

September

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 6 -

September 8, 1951 shall expire upon the entering into force of this Treaty.

ARTICLE X

This Treaty shall remain in force until in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan area.

However, after the Treaty has been in force for ten years, either Party may give notice to the other Party of its intention to terminate the Treaty, in which case the Treaty shall terminate one year after such notice has been given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

DONE in duplicate at Washin in the Japanese and English languages, both equally authentic, this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_.

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

新条約に関する外務大臣閣議説明（案）

（三月六日、ま）

三四六

外務省

一 現行安保条約に代るべき新条約にては、昨秋采在京米大使との間に詳細意見の交換を進めて来たが、との程、前文以下十ヶ条の形に纏めることに意見の一一致を見た。その概要は以下述べる如くである。

二 前文においては、(1)両国が政治的・経済的各分野に亘り友好関係の緊密化を希望するとともに民主主義を擁護することを希望すること、(2)国連憲章の精神を尊重し国際平和の維持を旨とすること、(3)極東の平和と安全に共通の関心を有すること、等の諸点を語つて新条約締結の趣旨を明らかにする。

極  
利

三、

本文冒頭の条項には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における日米両国の協力関係を詔う条文をそれぞれ置くこととする。

四、

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を詔う所詔ワシントンパートク決議を体した条文を置くことが堅い原則となつております。米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。他方この点はわが国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次の如き字句に付意見の一致を見ている。(括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。)

「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同

して)、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)を、「憲法の規定に従うことを条件として」維持し発展させる。」

五 談項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本の安全又は極東における國際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明にする。

なお日本國の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も当然安全に対する脅威に他ならないから、間接侵略に就ても協議の対象となる。

六 米国の援助義務に関する規定は条約の最も重要な規定であり、又わが方からしても祭約地域の決め方の問題として重視する所で

ある。この条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと認め、憲法の規定と手続に従つて、共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」

という字句に付意見の一一致を見ている。米国が援助義務を引受ける場合は相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することは極めてむつかしい問題であるが、日本の憲法問題や国民感情等に付米大使とも懇談した結果、米側も右の如き条文に合意したものである。

なお右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復と共に自動的に

条約地域に組入れられることとなる。

七、米軍の駐留に関する規定は次の如き形とした。

「日本国の安全に寄与するため、並びに極東における国际の

平和及び安全の維持に付し、本締約国が有する共通の關心を考慮

して、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本

国内の施設及び区域の使用を許される。」

施設及び区域使用の細目並びに日本に在る米軍の地位は、行政  
協定に代る新協定で定めることとする。

八、核兵器問題及び在日施設の作戦的使用的問題に就ては、合衆国  
軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場  
合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日

本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとする。

九 本条約は国連が日本区域の平和と安全のため充分の定をする措置をとつたと日米双方が認めたときは失効することとする。もつとも発効後十年を経過した後は一年の予告をもつて廃棄し得ることとする。

六 以上が条約の主たる内容である。条約の名称は、「相互協力及び安全保障条約」とすることとし、条約各条の骨子は別紙要綱の通りである。

極  
秘

相互協力及び安全保障条約案要綱(案)

三四六  
外務省

オ一一条(国際平和維持)

両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、  
国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わない  
こととし、更に国連の機能強化に協力する。

オ二一条(政治的経済的協力)

両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平  
和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力  
することとする。

オ三条(防衛協力)

両締約国は、個々に及び相互に協力して、総統的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法の規定に従うことを条件として維持し発展させることとする。

#### オ四条（協議）

両締約国は、条約の実施に關し、又日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされないと認める場合は、隨時協議することとする。

#### オ五条（援助義務）

両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする。

る。かくして執られた措置は、安全保障理事会が適当な措置を執つたときは終止される。

オ六条（施設区域使用）

日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及び区域を使用することが出来ることとする。施設及び区域の使用の細目並びに日本における合衆国軍隊の地位は別にこれを定めるものとする。

オ七条（国連憲章との関係）

本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連 자체の責務には影響しないものとする。

オ八条（批准）

本条約は批准書の交換の日に発効する。

第九条（安保条約との関係）

本条約が発効すれば現行安保条約は消滅する。

第十条（期限）

本条約は国連が日本区域の平和と安全のため充分の定をする措置をとつたと双方が認めたときは消滅する。もつとも発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形とする。

附屬文書

合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本外の戦闘行為のため日本の施設区域を作戦行動の基地として使用する場合は、日本政府と事前に協議する。

極  
秘

19

新安保条約について

一 現行安保条約に代るべき新条約については、昨秋来在京米大使との間に詳細意見の交換を進めてきたが、この程、前文以下十カ条の形にまとめることに意見の一致をみていく。その概要是以下述べることとする。

二 前文においては、(1)両国が政治的、経済的各分野にわたり友好関係の緊密化を希望することともに、民主主義を擁護することを希望すること、(2)憲章の精神を尊重し、国際平和の維持を旨とすること、(3)極東の平和と安全に共通の関心を有すること、などの諸点を謳つて、新条約締結の趣旨を明らかにする。

三 本文の冒頭には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、

国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における日米両国の協力関係を謳うる条文をそれぞれ置くこととする。

四　米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を謳うるわゆるヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことが原則となつてゐる。他方この点は、我が国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次のとき字句につき意見の一一致をみてゐる。(括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。)

「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同して)、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)

を、『憲法上の規定に従うことを条件として、』維持し発展させること。

五 協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、また日本の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明らかにする。

なお、日本国の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、いわゆる間接侵略も当然安全に対する脅威にほかならないから、間接侵略についても協議の対象となる。

六 米国の援助義務に関する規定は、条約の最も重要な規定であり、またわが方からしても、条約地域の決め方の問題として重

視するところである。この条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いかれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危くするものと認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」

とすることに意見の一一致をみていく。米国が援助義務を引受けた場合は、相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することは極めてむずかしい問題であつたが、交渉を重ねた末、米側も右のごとき条文に合意したものである。

なお、右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復とともに

自動的に条約地域に組入れられることとなる。

七　米軍の駐留に関する規定は次のとおり形とした。

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。」

八　施設及び区域使用の細目並びに日本にある米軍の地位は、行政協定に代る新協定で定めることとする。

九　核兵器問題及び在日施設の作戦的使用的問題については、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配置に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地とし

て日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する。との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとした。

九 本条約は、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定める措置をとつたと日米双方が認めたときは失効する。もつとも発効後十年を経過した後は、一年の予告をもつて廃棄することとする。

極  
秘

19

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
(案)

日本国及びアメリカ合衆国は、  
两国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、两国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、  
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、  
两国が国際連合憲章に定める個別的及び集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有

することを考慮し、  
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、  
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、その関係するこ  
とのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに  
正義を危くしないように解決し、並びにその国際関係において、武  
力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的  
独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいか  
なる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維  
持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるよう国際連合を  
強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策上の争因を除去することに努め、また、相互間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に關して隨時協議し、また、日本国のお安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いづれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

#### 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地

位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定へ改正を含む。）に代る別個の協定及び合意される他の取極により規律されるものとする。

第七条

この条約は、國際連合憲章に基く締約国の権利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならず、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日

本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生のときに効力を失うものとする。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定をする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いづれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百 年 月 日にワシントンで、ひとしく正文である

日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

(仮訳)

(条約第六条の実施に関する交換公文) (案)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本  
は、本日署名された日本国  
とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次  
のこと我が同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であること  
を閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装  
備における重要な変更並びに日本国から行われる作戦行動(前記  
の条約第五条に基いて行われるもの)を除く。)の基地としての日本  
国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主  
題とする。

閣下が、貴国政府に代つて、前記のことがアメリカ合衆国政府の  
了解であることを確認されれば幸であります。  
本  
は、以上を申し進めるに際し、  
、  
、  
、  
、  
、

(合衆国側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本  
は、本日付の閣下の次の書  
簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本  
は、さらに、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でも  
あることを本国政府に代つて確認する光榮を有します。

本  
は、以上を申し進めるに際し、、、、、、、

アメリカ局長處

參事官文

安全保障課長處

安保条約改定問題に異し在京

マシュー・A・サード大使との会談に及ぶる件

(昭三四年六月二日山田次官口述)

官房處  
總務參事官

條約局長

參事官  
條約課長

大月三十日、同日午前、我方の意向を求める事

おりたる本件にて果て在京マ米大使を召致の上山

田次官より左の通り上

極秘  
手稿

一 吉田・アチソン交換土翁の件につき、ワシントン  
の刻々により總理に会見の件について年青日

三日乃至四日の傍といたしまく時局は追て通報す  
ハシト止ムトニラマ大臣は四日本米國の國務  
日であり從てもし四日と本日あれば早朝に  
願ハタハ申し出た。

二、調印時期トリニテは總理、勿體大臣諸君の  
結果を傳えておいた。

三、源田、スミス航空機空の件トリニテ大臣

と大尉との口頭のアシニアランス。これに  
引きついで防衛省長官とハーンズとの間に同  
趣旨は本日の交換を行なうことになった  
が希望する日を取てマ大尉の諒承を求めて  
おりた。



外務省  
通商課  
支那事務局  
支那事務課  
支那事務課  
支那事務課

支那事務課

月十三日 聲山外務大臣在京事大便合鑑錄

口封 昭和十四年一月廿日午後四時三十分

押印

鉢

大臣室

出席者

大蔵、山田治官、高橋、條均局長、聲崎治長、

田中彦三郎、木澤長

二月十一大使、レーナー、西使、ハーリー書記官

啟

大臣、省は先の通商條約問題の取扱いに關する般の  
重要閣傳、當三復の總議を終畢せんとす。レ。

右、今后の始一日から條約は即ち今日より行

合意事項並びに既往事務表現が舊文部省から當  
説明し續り乍ら改進是上閣する。詔令下り  
説明され終る。總理から船田政調会長下付し、  
外務大臣の説明は先般の覚悟定した方針に  
従ふ。いわば否決を確約。船田氏は必ず通り合  
意と答へ。益若副總理は、船田氏が之を了  
せら。今日未づの午持日本政府總務局の扶桑上

追うもありなり、党議に反するものはないと述べ、他  
は質問は省人となかつた。行政協定に因しては、然る  
に理からず、外務大臣の説明にせよ、各省の要請  
を全部取上げて検討したるより、党の希望  
する全面改定の趣旨に沿つてまとめて答へ  
た。

支那の内閣は策士、通常内閣に准ずる。一  
通事がある。日本の方が、今それが著者と  
左原賞の手に取る。日本から來表されたり。  
かくの如き。通常内閣を通常とす。現用日本  
り通じる。即ち、内閣を用ひて空去  
賃借と寄附約と二つを乞むけられ小切ぢらなし。  
我國の憲法上、予算及條例は議院通過

後会期三十日を経過する。議院の承認が  
算とも成立するに至つた。臨時国会を招集  
すれば通常国会の内閣及政府の予算編成  
の開催は遅く共十一月十九日乃至十五日には  
開會せざる所ならぬ。之に於て議院に三十日  
余裕を取れども内閣は、遅く共十一月のノ月頂  
上に送り込まなければならぬ。併つて、衆議院より

衆議院に最低四十日かかるとする。此  
議院には九月二十七日迄には出されねば  
ならない。更にヤエト古賀償は衆議院に  
失に調印せざり、或は衆議院に一ヶ月かかる  
事すれば、临时国会は十月二十八日より九月一日  
には開かなければならぬ。斯くて临时国会が  
入用本から十月上旬より予定する様なのは国会对

軍事顧問から、シエトナム賃償料にすり代  
は同会は十月半ばに開きければよいのである。  
大使、御説明は岩崎揮く御了。さり様に取計は  
ころりが、成程、眞明であると聞う。右のタリード  
にあれば署名は何の價といふに在るか。  
大蔵、専門用語中には署名は出来ないし、  
國会前回署名すが、専門用語にかけろといふ

議論もあつて、署名は十一月三日とある  
にちと異なる。

今までの早期連絡による考案をめぐらす。

企画部と二つは考案をめぐらすが、  
新様にして、

署名が近づき場合に備へ、脚本文を附記文

書は纏まり、筆者署名に先立つて、企画部

考案書は提出する。たゞ、考案はまだ未

あつと取扱ひ。

大体、若、田代、開く。アル。少、モ蓮華、と考え

小、モなら、羊、側毛、の事、の、は、も、ソガ、と、聞、る。

金、午後、党、の、方、に、賜、る、國、会、に、お、け、ま、う、の

ハ、道、在、開、(は、ち)、大、陸、軍、(れ、い)、ト、レ、イ、モ、土

暖、日暖、す、い、手、持、キ、急、リ、バ、モ、節、御、(は)、ち、ガ、

之、リ、点、火、甚、れ、云、リ、毒、口、罵、(は)、る、今、申、し、上、申、た、

情のちうか、不運らす。徳川石い。

便、安堵を乞ひまじ難いまどあるのも出来

たと言ふる治策があり、何等比類なくはばくせい

在、身古り余裕を得むが、より更に思慮は成る

く休止、身の難困峰・ラスリ施設、吉田・アーチン文

提公文、御議の問題等の話を進む。一通向乃至

古本江佐づ木話す所セり。

直

回時、うそり

詰めの問題はいっては、既に一話

いき、もうとす解しきが如何。

食、身少のうのは、これら施設を返還又は正式

提供等り解決するやう。

直後、食の件、生の他も同様開ほの補償、電

話の問題等がある。下話の如く、一連の二三位

小眼にかかる他の問題もお詫び申しあげたい。

大蔵  
吉田博士は文部省は總務省に於  
ては土地の事務的上研究する必要もあり  
總務省在中研究の上御参考の決裁を  
経て御返り下さい。  
まことに問題には米開河と日本とが、  
どうしても嫌いな原則相違がある。又原則に  
は外國に於ける被うかといふ極めて難い事

題があると思ひ  
以古を必要とする事は  
御存知である。

又、洋車に申上げたま  
一卓より、昨日の

ニヤドリスは、其詳條は問題日本中の

車両対立の事一例を示す所である。

今後、政府側車輛  
に就めると、不建設

の、ヤンペーをやるなりと云う趣旨の記り

かかげり。大臣が三月夏は大いに P.R. 動  
きやうとつてわら小ぢを想是す。注第 1  
ある。皇室は今朝ヨリトクナリス 又バ NBC  
り社長云々、二年以内上に亘リアリ一言ハモヤ  
つたが、従等は日本政府は 奪其勢力下へ  
やらぬことを感レヒトモ、古屋信作の内閣に之  
も當、事実、之を以て、之を主張する  
日本開拓團も重大問題であつたとの

危惧を晦み。自分は終理反外伊大臣は  
良き方対処。元より小國から大丈夫であると  
小遣が、確かに積極的な諸葛任軒が必要で  
あると言ふ。例方は、沙次大戰後、元より  
の膨脹を抑え難い旨が書面で退き、  
董佛は弱化し、半國の相好的比重が増した  
事に付けて、中止となり非常口才を有する力が

世界と二つの世界の力関係の変化があり、日本の  
ことは自らを守る力をもつては不<sup>可</sup>能であり、  
既成<sup>既存</sup>なら、NATO とう<sup>は</sup>安全保障措置<sup>は</sup>  
依頼するわざで、それがと云ふが、米国が立つ  
うえにわざが、日本の<sup>は</sup>戦争<sup>は</sup>にいたり、少<sup>な</sup>量を抑制<sup>せきせい</sup>力  
があるとうまうが、議論<sup>は</sup>が出来て、筆<sup>ひ</sup>であります。東京  
日本議論<sup>は</sup>の議論<sup>は</sup>がいいとう<sup>は</sup>計<sup>は</sup>はないが、絶<sup>ぜ</sup>

條約改訂は日本を最初に打診されたが、それが、主力他より議論され、唯韓國は反対した。何等か積極的ではPRが出来たが、要は多子多福の思想の占めは同情である。新條約が出来上りたのは若干遅く、うちの立候はなつたが、そのために先づ日本は最初に主導権を手に用ひ、積極的でPRをやりだして来た。先般の慶弔閣傳當三役

組織局の隊士、党の方で組織的下PRをや  
うとする事は、自分たちに強く思つてゐる  
が、あれ。自分は明日木曜にゆき  
月曜は山形、福井、繋り流し大蔵にゆく事  
だけ努力するつもりである。

以下北鮮、韓、朝問題、  
内閣の会議を終

安保条約に代る新条約に関する件

三月廿一日　米保長

安保条約改訂は歴代内閣の懸念でありたが、その理由は、現行安保条約に対する国会内外の危えざる非難攻撃の種子を除去し、もつて米国との安全保障体制をより安定した持続性ある基礎の上に置かんとするに在ったことは變を容れなか。同時に、現行条約成立以来の所謂わが国の国際的地位の面上、自衛力の増強、並びに特に一昨年來米軍の撤退が進行して今日ではオセアニア艦隊が横須賀等を基地として保有する他は戦斗力ある部隊は僅少の空軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適当とする実質的事態も進展してゐるのである。斯る背景の下に、新条約の内容は以

下述する通りである。

一 國際平和維持及び國連憲章との關係

現行条約はわが國の國連加盟前に締結された關係もあり國連憲  
章との關係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例  
に倣り、両締約国は國連憲章の原則に従じ國際紛争を平和的に解  
決し、國連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行  
わないこととし、更に國連の機能強化に協力するものなることを  
認む。又本条約の規定は、<sup>（本条約の規定は、）</sup>國連憲章に基く締約国の権利義務なら  
し國連自体の責務には影響しないことを明にする。

二 政治的經濟的協力

日米安全保障關係はより広い両国の協力關係を基礎としてのみ

持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、更に經濟的協力關係の緊密化に努力するものなることを認り。

#### 援助義務

- ④ 現行条約は、米国に日本駐兵の権利のみを認め、米国は何等の義務を負つてゐないとどう見ておられて一方的である。而も米軍の撤退が進むれば進む程、条約上米国が日本の援助義務を負うことが重要となる。
- 宜 米国が相手國の援助義務を負う条約を結ぶ場合は相互援助の形をとることが堅く原則となつております、これに対しても、わが方

には憲法的政治的諧制約があつて通常の相互援助方式は採り得ない。即ちわが方が憲法的制約の枠を超えることなく米側が日本援助義務を引受け<sup>しめづら</sup>る点が新条約の焦点である。

(ii) 通常の相互援助条約は、締約国は互に相手方の領土に対しても攻撃があつた場合相手方を援助する形をとるが、わが方に關しては、憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要を最少限であることを、海外派兵論を誘発すること等からして、米国の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。又沖縄小笠原に関しても、国内には米国が施政権を行使し乍ら日本に援助の義務だけを課するのは不當であるという様な論議を為す向もあり、又沖縄小笠原を条約地域に含めれば即ちN E A T O 結

成であるとの言ひ懸りに感はされる所もあるので、これまで本約地域に含めないことを適当とする。

（二）依て新条約では、兩締約國は、日本の施政下にある地域における何れかの締約國に対する攻撃を、自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動するととする規定を置くこととする。「共通の危険」云々の表現は米國の援助義務の表現として確立した用語であり、又日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の發動に他ならぬ。

（二）  
施設区域使用

(4) 日本の安全並びに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として猶日本に駐留することが必要であり得策である。然し内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めていたる形を改め、新条約では、前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与する形とする。

(5) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあらばその意に反して戦争に捲込まれるとの議論が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に關する

重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本政府と事前に協議する、との趣旨をはつきりさせることとする。

#### 四 防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、(自助及び相互援助の精神を謳う)所謂ヴァンデンベーグ決議を体した条文を置くことが堅い原則となつておらず、米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。本来との規定は、安全保障の取扱をする以上、自らは手を挙げて万事相手方に依存することではならぬとの精神規定であるが、わが國の場合は憲法との關係で誤解を招かぬ様

略

(アーチボルト)

特に既成の字句に手を加へ、（以下引用中括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。）「締約国は、個別的に及び相互に協力して（単独に及び共同して）、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力（個別的及び集団的能力）を、『憲法の規定に従うこと』を条件として』維持し発展させる。」との規定を置く。なおこれは精神規定であるので、条約では援助義務の規定より前に置くこととなる。

#### 六 協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じ

たときは、いつでも協議するものなることを明にする。（協議のための機関としては、従来の安保委員会の如きものを存続することも考へられる。）

#### セ 期限

セ 「現行条約は期限の定めのないことが非難の対象となつて来たが」新条約も、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをするまでの措置であるとの趣旨は崩さず、双方が斯る措置が出来たと認めたときは失効することとする。

セ 然し乍ら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であるので、発効後十年を経過した後は「年の予告で臨棄し得る形とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全保障

取極としては十年位の期間を安定させることが適当である。  
条約に關する爾余の諸点

(1) 現行条約中間接侵略に關して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国として適しからざるのみならず実情に則せず、「旁々過剰防衛の危険ありとの論議もあるので、斯の種規定は置かざることとする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も安全に対する脅威に他ならぬから、間接侵略に就ても協議の対象となることは勿論である。」

(2) オ三國軍隊の基地使用、通過等の制限に關する現行条約オ二  
条の規定は新条約には置かれて。

九 行政協定

(4) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要があり、なお新協定は国会の承認を求めることとする。

四 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて観られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外国軍隊の駐留を前提する他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表又は秘密の個別協定の存在等も併せ

て考慮せば、行政協定と他の諸協定の実質的相違は實際には限られたものである。

今日までの交渉において、米側は、(1)防衛分担金条項を削除すること、(2)米軍関係契約に従事する特殊契約者に関する新規制限規定を設けること、(3)民事請求権に関する才十八条をNATO協定に準じて全面的に改善すること（即ち請求権の相互放棄は自衛隊米軍間とし、才三者に対する民事補償の原因たる行為の公務非公務決定は日本人たる裁定者による等）、等よくわが方の要望を容れた点あり、他面の施設及び区域に関する米軍の権利についての規定は新条約において米軍が新に義務を負うとの事情もあつて米側としては譲り難いとし、又曰通闇、調達

労務等についでては運営の改善には努むべきも協定の改正は困難なりとの態度を持してゐるが、これを要するに、行政協定改訂問題は、本条約改訂を旨とする今般の交渉の基礎の上において交渉の限界に達したと謂うべきであつて、行政協定上の諸問題は今後共運営の改善により解決を図るに努め、更に将来必要に応じ協定の改訂条項を採用して所要の調整を加へて行くべきである。

極  
秘

新安保条約案の要点

1 国際平和の維持及び国連憲章との関係

西田は、国際連合憲章の規定に従つて、国際戦争を平和的手段によつて解決すること、国際連合の目的と違背するような武力による威嚇又は武力の行使を行わなくなること及び西田は、国際平和維持機関たる国際連合の強化に努力することを進め、さらに、新条約の規定は、国連憲章に基く両国の権利義務ならびに国際連合自身の責任にはかかる影響も及ぼすものでないこととを明らかにする。

11 政治的・経済的協力

西田は民主主義制度を強化すること及び經濟的安全と福祉の条

件を助長することによつて平和的友好的關係の強化に努めるとともに、經濟的協力を促進する旨規定する。

### 三 防衛力の維持発展

合衆国が相手国に対する援助義務を負うる条文には、いわゆるヴァンデンバーグ決議の精神に基く条文を置くことが原則となつてゐる。わが国は、その自衛力の維持発展に關し、憲法解釈上の調約があるので種々交渉の結果、合衆国が他国と結結してゐる条約中の該当条文より集団的防衛能力に關する部分を削除することとした。両国は、個々に及び協力して、また、自助及び相互援助によりて、自國の防衛能力をその憲法上の規定に従つて維持し發展させる事の規定を置くこととする。

#### 四 援助義務

合衆国の対日援助義務の問題は、現行安保条約の最大欠点の一として指摘されていたところであり、かかる援助義務を規定することを今次交渉の眼目の一としたわけであるが、さらにこの問題は、いわゆる条約地域の面よりしてもきわめて重要な点である。すなわち、合衆国が援助義務を引き受け、しかも、条約地域を日本の施政権下にある地域と認定することは合衆国側において多大の困難があつた模様であるが、交渉を重ねた結果、両国は、日本の施政権下にある地域にかじて、いずれかの締約国に対して武力攻撃があつたときは、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう

に行動することとする。右の武力攻撃及びその結果とつた措置は直ちに国際連合安全保障理事会に報告し、また、かかる措置は安理会が国際平和の回復のため必要な措置をとったときは終止される旨の文書の案文について意見の一覧を見た。

なお、条約地域は、日本の施政下にある地域であるから、沖縄、小笠原に対する施政権が返還されれば当然条約地域に入ることとなるわけである。

#### 五 施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位

日本國の安全及び東京の平和と安全の維持に寄与するため、合衆国軍隊は、日本にある施設及び区域の使用を許されること、また、かかる施設及び区域の使用並びに日本における合衆国軍隊の

地位については別に取扱はされて定められる旨の規定を設けることとする。右の別の取扱とは、新行政協定及び八の新条約附属交換公文のことである。

#### 六 一般的協議

両国は、条約の実施に關しまして、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされると認めると時は隨時協議する旨の規定を設ける。なお、さわゆる獨特優越並日本の安全に対する脅威となるからかかる場合右の協議の対象となるわけである。

#### 七 附則

本条約は、國際連合が日本区域の平和と安全のため十分な定期する書面を發したと兩国が認めたとき失効する。もつとも締結後十

年後は、一年の予告で廢棄しらる。

#### 八 特殊協議事項

核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題は特に重要であるので、米英兩國の交換公文において、合衆国軍隊及びその装備の日本國への配置に関する重要な変更の場合並びに合衆国軍隊が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本内の施設及び区域を使用する場合は日本政府と事前に協議する旨をはつきりさせることとする。

1. 大臣	2. 次官	3. 政務官	4. 行政院長	5. 領事	6. 特命全權代表	7. 委員長	8. 半參	9. 參	10. 董事	11. 博文館長	12. 經理官	13. 外務參	14. 外務司長	15. 政務委員會委員(委員)	16. 行政院委員會委員(委員)	17. 办事處參事官
48. 廉價公司大臣	49. 廉價公司大臣	50. 廉價公司總經理官														

秘

2

次

官

安保条約に代る新条約に関する件

安全保障課

現行安保条約に対しては、従来いろいろの非難が行われてきた。

その中には、政治的な態度を異にするところからきたもので、われわれとしては、もちろんこれに賛成しないものもあつたが、また、中には、われわれとしても、できれば改めたいと思う点もあつたわけである。他面現行条約成立以来のいわゆるわが国の国際的地位の向上、自衛力の漸増、並びに特に一昨年来米軍の撤退が進行して今日では才七艦隊が横須賀等を基地として保有するほかは戦斗力ある部隊は僅少の空軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適当とする実質的事態も進展しているのである。かかる背景の下に、岸才一次内閣は、米国との安全保障体制を

より現実に即し、かつ安定した基礎の上に置きたいということで、この条約改定の問題を取り上げた。かくして昨秋以来交渉の結果漸次まとまりつつある新条約の骨子は以下述べるとおりである。

#### 一、国際平和維持及び国連憲章との関係

現行条約はわが国の国連加盟前に締結された關係もあり国連憲章との関係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に倣い、両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、又本条約の規定は国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないことを明にする。その他、さらに積極的に、両国は、国連の平和維持機構としての機能

強化のため協力すべしとの趣旨も入れることとする。

### 二、政治的経済的協力

日米安全保障関係はより広い両国の協力関係を基礎としてのみ持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力するものなることを謳う。

### 三、援助義務

(1) 現行条約は、米国に日本駐兵の権利の本を認め、米国は何等の義務を負つてゐるが、又上は米国が日本防衛の義務を負ふ事の本意とは到底思ひ難い。一方的である。また米軍が駐留している限り、米国が日本を防衛するのは当然のこと

（ア）わざわざ条約上に義務を規定する必要もないとの考へ方もあるが、米軍の撤退が進めば進むほど、条約上米国が日本の邊境に侵入されたり、日本に防とまつて行動しつゝもは事実上宣戦状を立ててゐる。したがふる。たゞ、  
助 譲 務 を 負 う こ と が 重 要 と な る。

（イ）米国が相手國の援助義務を負う条約を結ぶ場合は相互援助の形をとることが堅い原則となつており、これに対し、わが方には憲法的政治的諸制約があつて通常の相互援助方式は採り得ない。すなわちわが方が憲法的制約の枠を超えることなく米側に日本援助義務を受けさせるためには、どういう形にすべきかという点が新条約の焦点である。

（ウ）通常の相互援助条約は、締約国は互に相手方の領土に対し、攻撃があつた場合相手方を援助する形をとるが、わが方に關し

ては憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要な最少限で  
あることや、~~海外派兵論を説発する事等からして~~、米国の領  
土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。

(二) 沖縄、小笠原に属しては、多数のわが同胞がいることであり  
また、わが国が潛在主権をもつてゐる地域であるから、これを  
いわゆる条約区域に入れるべきであるという議論が出ることも、  
国民感情の上からは、当然のことであろう。しかし、条約上の  
問題としてこれを見れば、~~沖縄、小笠原を~~条約区域に入ること  
は、米国がこれを守るのに日本として協力することを約束する  
といふ意味合いになつてくる。しかも、日本には実際にそれだ  
けの余力もない。そこで、米国が施政権を行使している限りは、

米国に防衛の責任も取つてもらひ、施政権が返還されたら、当然条約区域に入るようにするというのが最も適当である。さらに沖縄小笠原を条約地域に入れることに対しても、国内には米国が施政権を行使しながら日本に援助の義務だけを課するのは不~~當~~であるといふ様な論議を為す向もあり、また沖縄小笠原を~~條約地域に含めれば即ちN E A T Oを結成するもので日本を戦争の危険に近づけるものであるとの言ふ歴りに思わされる向もあるので、この点よりも沖縄小笠原はむしろ条約地域に含めないことを適當とする。~~

(6) 依て新条約では、両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全にに対する

危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする規定を置くこととする。これが援助義務の規定であるが、これは米国が近來諸外国と締結したこの種条約において画一的に採用されている表現である。ただ、いわゆる条約区域が一方の締約国たる日本の施政下にある地域に限定されている点が新条約に特異の点である。日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の発動に他ならない。(したがつて、形は相互的になつてゐるが、実質は、日本のために一方的であるとやつても過言ではなく、米国の日本防衛義務を明確化するために、名を与えず実をとらんとするものである。)

#### 四、施設区域使用

(1)

日本の安全ならびに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として日本に駐留することが必要であり得策である。しかし内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めていた形を改め、新条約では、前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与する形とする。

(2)

従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれるとの議論が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文

において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、ならびに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨をはつきりさせることとする。

#### 四 防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、いわゆるヴァンデンバーク決議を体した条文を置くことが堅い原則となつてゐる。本来この規定は、安全保障の取扱をする以上、自らは手を挙げて万事相手方に依存することではならないとの精神規定であるが、わが国の場合には憲法との関係で誤解を招かない様特に既

成の字句に手を加へ、「締約国は、個別的に及び相互に協力して、  
継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する  
それぞれの能力を、憲法の規定に従うことを条件として、維持し  
發展させる。」というような趣旨にする。

#### 六 協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に關して、また  
日本の安全または極東における國際の平和と安全に対する脅威が  
生じたときは、いつでも協議するものなることを明にする。（協  
議のための機関としては、從來の安保委員会の如きものを存続す  
ることも考えられる。）

#### 七 期限

(イ) 国連自身の手によつて国際の平和及び安全が確保され、したがつて日本の安全も確保されることが理想であるから、新条約においても、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをするまでの措置であるとの趣旨は崩さず、双方がかかる措置が出来たと認めたときは失効することとする。なお、一部の条約の前文には、太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な制衡ができるまでの間の暫定的な取扱いをうたつてゐるが、新条約には、この趣旨はうたわないこととする。

(ロ) しかしながら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であるので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全

保障取極としては十年位の期間を安定させることが適当である。

#### 八、条約に関する爾余の諸点

- (1) 現行条約中間接侵略に關して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国としてふさわしからざるのみならず、もはやその必要もないで、この種規定は置かなければこそとする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃はもちろん、いわゆる間接侵略も安全に対する脅威にはかならないから、間接侵略についても協議の対象となることはもちろんである。
- (2) 才三国軍隊の基地使用、通過等の制限に關する現行条約才二条の規定は新条約には置かない。

## 六 行政協定

(1) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要がある。(なお新協定は国会の承認を求めるとしてする。)

(2) 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて観られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外国軍隊の駐留を前提する他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表または秘密の個別協定の存在等も

併せて考慮せば、行政協定と他の諸協定の実質的相違は實際には限られたものである。

(v)

今回の交渉は、元々本條約改訂の交渉として出発したものであるが、行政協定においても全面的に米側と話し合つて来た。

米側は、(1)防衛分担金条項を削除すること、(2)米軍関係契約に

従事する特殊契約者に関する新な制限規定を設けること、(3)民

事請求権に関する第十八条をNATO協定に準じて全面的に改善すること（即ち請求権の相互放棄は自衛隊米軍間とし、第十三条に対する民事補償の原因たる行為の公務非公務決定は日本人たる裁定者による等）等の点においてよくわが方の要望を容れている。また他の諸点についても協定の字句または運用の改善

により、駐留軍との間に生起すべし諸問題の円満な解決を図るに努めて行く考である。

内閣文書局  
卷之六

右記

△

八月廿五日午後三時半  
新潟市長会議事項  
新潟市長会議事項

新潟

新潟市長会議事項

新潟

新潟市長会議事項

新潟

新潟市長会議事項

新潟

新潟市長会議事項

新潟

新潟市長会議事項

1. 言文之子ノンは總理候事ニ待。要事乞事書本理解し  
2. 御詔書信何と。湯里多御候在日五十九種列記  
3. 行政監督法。三章の元修正降除。十章の新節。十一  
年十二月並云此即日テノンテニシテ三月三十日  
4. 七百三十九会議。二十號文書。此ノ子ノアノ阿波  
5. 外務省回文。又主事上院公報候奉申候事

支那に於ける外事の事務は此處に付

多種あるが、御参考用に

4. 本軍隊三三三項即ち行政院三司行

三司

行

政

院

軍事司

5. 機械科(機械科解説書)

機械科

機械科

機械科

支那の外事の事務は

支那の外事の事務は

支那の外事の事務は

支那の外事の事務は

参考の事とお尋ねされと仰つて、又お傍にはまだ御在り

意見は持つてゐる

左度 説理せ候る所を 今月半ほど 延長問題を取上げて

引き受けました。

企てたことは、今後税金は開拓の助成金が、と見て、今後

古河駅が土古駅東方、即ち十日町方面に十五本と三本

新設の停車場を設立する事と、河口駅を早急に

也や五事。猶豫念を去り早に北洋と通じて、若

工方修業の事は勿論のことであるが、又若し十

日和歩道として之に半歩の距離をあらば、法が固く定め

てある事は甚だ障礙なり。日本早く此の諸事を知り得ると

云ふと可い。

古座同感の事。久々に其の如きの書類を手元に持つ

「五事」

立 即ち事は十分部局を改進する所である。

此の改進の實質は、何より其形には必ず

其の運営方法に實質的差がある點上と得た。即

て、此のことは理解を要する。

更に経済主義がそのうへ、対外政策が主導的である。

又、多様化と多面化

立 異議論とは異方、即ち専門的に行なう。

外務省モニタリ

大使 佐々木三色提起セヨと申ニテ、是日 2月 2日

御手を貸セヨ

大臣 指揮の爲メ、前印の事務手記にて、總ての事務

を終了一空ニシテ

12 月 1 日  
(平成 8)

ARTICLE X (A)

This Treaty shall remain in force until it is terminated by agreement between the Governments of Japan and the United States of America. It will be so terminated whenever there shall have come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan area. In that event all United States armed forces shall be withdrawn from Japan as soon as possible and in any case not later than 90 days after the Treaty is terminated.

However, after the Treaty has been in force for ten years, either Party may give notice to the other Party its intention to terminate the Treaty, in which case the Treaty shall terminate one year after such notice has been given and all United States armed forces shall be withdrawn by that time.

ARTICLE X (B)

(Insert the following as the second paragraph.)

After the Treaty has been in force for five years, or at any time thereafter, the Parties shall, if either of them so requests, consult together for the purpose of reviewing the Treaty, having regard for the factors then affecting peace and security in the Japan area, including the development of United Nations arrangements for the maintenance of international peace

and

and security.

An understanding on Article X (C)

It is understood that, besides the case envisaged in the first paragraph of Article X, the Treaty may be terminated at any time if the two Governments so agree.

米良長蔵

参考書

九月廿八日 在京米良使内務事件

三九一八

右ナ今午後米保長止のよう在京米良使を往訪、大使の

内務せりり方を尋ね

一、先般大臣との会談で内務の事務三項（施設内勤、裁判、通商）

常務（以上は早速）にて強く其件に對し去が未だ回説付  
けられ三事項たゞは大臣が 国務大臣と会談の際 行政院

室はまだは米國側の事務もまだ未だと取扱ひを終えました

極秘

大勢かして事が、西施が其の事に合意した事に於て、是れと同  
様又とは言はなかつて動じて一貫と CONSISTENT であり、日本人の

根柢より見之裏跡経過 12月22日と云ふるに於て、機密に付

心事があり、其は反対意見と云はばれ、否既一般ニス便

占党内にて一傳筆である。其の後其の事に於て、ハナシテ之

最初に附の文書を復す云々が其事である。と云ふ事で、テルに

ハナシナク present して對答せんと寫す。

一 直にアチン交換<sup>レターフォーマット</sup>ハナラ 旗とて満足形に済ウ

上手な筆者である。ウシテは行委員會より約來事務

支配下者と云ふ三二 不良ラク伍仲也傍子ノ存及候也

接続する事無<sup>シ</sup>力強<sup>シ</sup>事。此問題在レ軍事委員會と内

能<sup>シ</sup>ばく事底<sup>シ</sup>アス上意の向<sup>シ</sup>立<sup>チ</sup>モ白石<sup>シ</sup>がう思<sup>シ</sup>事要

ニ事云と接觸<sup>シ</sup>ニ致<sup>シ</sup>ルよ<sup>シ</sup>思<sup>シ</sup>。

三 事に於<sup>シ</sup>は 在日華人會<sup>シ</sup>と交渉<sup>シ</sup>打合<sup>シ</sup>はワシントン<sup>シ</sup>申<sup>シ</sup>九

本軍側は自ら行けり。支那に移りあるる。コレにて本國若手

間は甚しく同謀が多ニ付申る。又、一再日本軍から撤去せ

此去同謀はナシトシから棄を取リと云ふ事。而況之更。

四、直國側は、本軍側にて、機密の事向、上、兵制、通報等

等三が事向達の事より、日本軍にて、機密一人名前を一個一個

を検査せしと主張する。是は、機密を漏洩せし軍側の事也

得。本軍側は、本軍にて、本軍と云ふ事と、已復、之を。方々拿

内保4月32万2千枚を送る。内閣固係の記は前回主な

三井が送り来る。(宮城虎角等移籍保護部、乃切替直接

虎角等移籍の保護) 宮城が署く(3月29日) 連立方口答虎(之)

等。

五、松井、喜代子

(1) 通因關係の問題は、墳上より禮問に重き何事かが建前

(施設内)

内閣が第一主事の筆で、人を一個立てるに重きやうと云ふ

宿泊料は?

(四) 宿泊料は?

1. 保育園施設は園のことをばはせ。又保育園施設は、米側から

送り出せりと云ふに至ります。況更に保育園施設は大者を

とする問題があり、施設の運営が引換まで押さへま

るを圖カリ立てて來れば、其の間解消せます。(西村の記録)

主な方を挙げ

2. 立用者名前は、國体主義が主導のよと云ふのは多少不確

間

窓の向顔ではなく裏面に送合つてある。書手

の向顔は同様の仕度が手つかれてゐる。(西村新蔵)

（は）所詮和洋兼用の時代す事態を現す（）場上は

是を越えてまだ二三とござり、十八年二十號判官掛降つて

改めて上級官吏に送合せ仕様がひびいてゐる。

尋査干連がを行ひ、其の内は右のとばたへ研究會へ高Pの切

皆は全く手算上りでござる。軍からもあやめと云ふておは

立まつたが、何の徴兆も絶えずあるか、何がどうかといふことすら、左。

未保者

高麗問題は若くもあり、いよいよ、移動と、然方の攻撃に固

難いことは、莫を理べて、どうせ少し得すか研究するに付

其ことは如何とも思ひます。左

右、左のトキ游が、朝鮮、以南、往復の度、毎十日、土曜及

三十日、厚木に立候事。是れが元主は、即ち博右一。

手稿の原本をあらかじめ手元に置いておけ  
御書類の提出も随時お控げ下さい（遠慮）

御書類の提出も随時お控げ下さい（遠慮）

今後よりお仕事の上にご活用下さい。

メモ

午後

- |         |        |
|---------|--------|
| 1 政府    | 総理大臣   |
| 2 官房長官  | 官房参与   |
| 3 貿易交渉官 | 貿易交渉課長 |

安保條約改訂は開催されず

大使と山田次官との会談は開催せず。

島大使

昭和34. 10. 2

本件は閉じスカウター半回大使は10月2日

山田次官を率いて露台を通り述べた。

吉田、ナッシュ書翰

在が多加園難有問題で“あつたか”半回改修

に於て河とか打開<sup>大築</sup>正筋（左高元里、右側内巻）

直通して車なりで半回藤山大臣に方へ送りしたい。

手元にあります。

外務省

## 新体制の協議機関

名称は Japan-U.S. Security Consultative Committee

とすることが通常と思う。構成は現在の共同委員会と同一の(蓋し附託が年次)は明らかに範囲

と互換となる。

## 3. 計画期の時期

日本側では、1月20日乃至25日と云ふが説

が“あつたが”、12月14日收件 国務長官 国防長官 及

NATO

財務長官は ~~12月14日~~ の際(集会場)で“不在となり、

12月20日頃に事実である由より”と希望の日取りには

少し無理ではあるかと思う。暫定的ではあるが

12月24日乃至12月25日または来月初とし2月1日が

かのじ。

スミス、深田協定

この申告事件 優越地位によつて河野

影響を受けたものとして正確に記述された事実とし

これが“如實”である。

十一月十四日 薩摩大臣在東洋大使局録

大使  
外務省書類

件約内題下就は吉田アキシオ松下閣下の回転を  
仰依す所存あつたが沿回下被て、尙唯一の署名の  
回期上回上作回務長官は十二月十一日からNATO  
大使會議上出席し、十九年正月復途は不在である  
若し十二月七日正始子過か駄目本カ内署名仕事

御内閣事務官より大統領及閣僚長官が都合十  
月十九日午後八時半より戴<sup>リ</sup>通報を得たし  
前内閣は十二月一日午後三時、十月迄<sup>ル</sup>此  
處に在り。昨日十一月二十一日午後三時  
此處に在り。我方向頃は臨<sup>ム</sup>以國會が何時  
終了かに疑惑<sup>ス</sup>。今朝本黨七役會議<sup>ス</sup>。臨時國  
外務省

今夕始期終期ノ相應者之甚也。此其體合也。上統  
現上相應之者乎。又里中印及日本。

新安保条約の要綱

(三月一〇・七)

前文においては、日米両国の友好関係緊密化、国連支持及び国際平和希求、極東の平和と安全に対する共通の関心、個別的及び集団的自衛の権利の確認等についてうたう。

二 本条約と国連憲章との関係を明らかにする。

(ア) 両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、

(イ) 武力攻撃があつた場合は、その攻撃及びこれに対して執られた対抗措置は直ちに安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場合は右対抗措置は終止されることとする。

(ロ) 両締約国は国連の平和維持機構としての機能の強化に努力することとする。

(ハ) 本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないものとする。

極  
秘

2

三

政治的経済的協力関係を規定する。

安全保障関係はより広い一般的な両国関係の基礎の上にその一環として成り立つところであるから、その趣旨より両国間の政治的経済的協力関係をうたう。すなわち両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力することとする。

四

防衛力の維持発展について規定する。

米国が与国と結んでいるこの種条約は、自助及び相互援助の原則をうたつたいわゆるファンデンバーグ決議によつている。しかして米国の援助義務を条約に規定するためにはこの決議の精神をうたわなければならぬので、本条約においても、両締約国は、個々に、また、相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持発展させることとする。

五 条約の運営上両締約国は隨時協議して密接な連絡を保つことを

明らかにする。すなわち、

(イ) 両締約国は本条約の実施に關し隨時協議することとし、  
(ロ) 日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認める  
場合はいつでも協議することとする。

六

いかなる場合に防衛援助義務が発動するかを明らかにする。

本条約において米国の日本防衛義務を明らかにすることを目途  
とし、両締約国は、日本の施政の下にある領域において、いすれ  
かの締約国に対して攻撃があつた場合は、これを自國の平和と安  
全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定  
と手続に従つて行動することとする。

七

米軍の在日施設区域使用を認める。すなわち、

(イ) 米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するた  
め、日本にある施設及び区域を使用することができることとす  
るが、同時に、

(回)

核兵器問題及び施設区域の作戦的使用的問題は特に重要な  
るので、米軍の日本への配置及び装備における重要な変更なら  
びに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の  
基地として使用することは、日本政府との事前協議の主題たる  
べきことを付属交換公文により明らかにする。

八 本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年  
の予告でこれを廃棄しうることとする。もつとも、国連が日本区  
域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認め  
るときは、いつでも効力を失うものとする。

九 批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消  
滅することとする。

極  
秘

新  
条  
約

新安保条約の要綱(修正)許

一九

年

月

日

新条約は、日米両国において民主主義の諸原則の尊重、日米両国<sup>日本と米国</sup>の友好関係の緊密化、経済的協力の促進を旨とし、かつ、国際の平和と安全の維持を目的とする国連憲章の原則に従い、憲法の範囲内においてわが国の安全を確保せんとするものである。

一、両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決することとし、国連の目的に違背するような武力の行使又は武力による威嚇を行わない。

二、両締約国は国連の平和維持機構としての機能の強化に努力する。両締約国は安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場合は直に終止される。

三、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力する。

三、両締約国は、個々にまた相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持発展させる。

四、両締約国は本条約の実施に關し隨時協議するとともに、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認める場合はいつでも協議する。

五、両締約国は、日本の施政の下にある領域において、いずれか一方に対して攻撃があつた場合は、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動する。

六、米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、日本にある施設及び区域を使用することができる。

七、本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることとするとともに、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認めると

きは、いつでも効力を失うものとする。

八批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。

九米軍の日本への配置及び装備における重要な変更並びに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを附属交換公文により明らかにする。

大臣

事

半乃長

參事

十月三十日桂山在言事之便令送詔

時 照常年于正月二月二十五日候。於事有大臣至。

出席者 桂山、山川、喜馬、吉野、吉野、吉野、吉野、喜馬

内閣大臣、内閣、内閣、内閣、内閣、内閣、内閣

吉 事奉人議會、桂山、吉野、吉野、吉野、吉野、吉野、吉野

三事。又三事に於て國代、事不使、法部並に米開に於て伊右

井ノ事務を委す。

極

桂山の事務を委す。其間内閣の事は、若くかえりて之

外債の事は既に一轟の工作の擔當の十年以内に解消するが、何と申すか。

吉原 古西義長は日本本意は甚だ懶慢にして同様の仕事は未だ無い。

近頃大慶事等は日本本意は解消したが、先づ機運を失し又半期以上

引接生協力する所、何處かの事は日本本意は解消したが、先づ機運を失し又半期以上

今も機運を失つて、前回の如き風氣、まだあるが、今後は古之書等

東洋民族の意圖等は日本本意は解消したが、何と申すか。

臣 河野に如也と云ふが御経立つと思ひやうが、若し美玲を不原

よなら勿論やう。

士庶 美玲を又後立つ事無。大い士庶を憚はず。此云々又不自

立形ひやつて又云々。内證もあらうと聞ゆる所。

士庶 自黙ひやう。

士庶 行路傍を少許を預言。

士庶 九月八日金錢來三五は秋モ一擧とニシテ下にす存第

した。總理及大臣がうちを訪ねておられた事あると云ふのです。

お實力者であります。今後何等の運びか、御章をも與

とおなります。上層に従事され、結果は日本側に一歩進むを信す。行政

機関には日本側に従事され、結果は日本側に一歩進むを信す。今後は意に

乗じて日本側に従事され、結果は日本側に一歩進むを信す。今後は意に

乗じて日本側に従事され、結果は日本側に一歩進むを信す。今後は意に

乗じて日本側に従事され、結果は日本側に一歩進むを信す。

三事一題は、左文書の筋形極力複取せり。以て摘要をとり得。

とし言葉記録。右は書きを書き更すモノに付するを下す。

左文書が、左文書の筋を削除するに同意す。(別紙一)

土手は、左文書も削除せしむるを承り、了承す。また、左文

被書は、左文書を承り、了承す。

左文書は、軍事委員会議論の結果、左文書を承り、了承す。但

景物は、現在の手帳を要つて置き、左文書を承り、了承す。

主事の立場を第一に、ワシントンを譲り去らざる。地位は争はねない。得  
失の手筈を以ては、何と書眞合てだか。と云ふ二意條件とす。(別  
紙三)

大至修訂に因り、中立地を改めず要也。之を別紙三記くす。

別紙三に伴ひ、ヨンカミアの修正にて、中立地を改めの本旨。

左の程向後重んじられまつ。(別紙四、別紙五) 右の如き

分譲は完全にNATO管轄上一致す。西欧形態ではNATO諸事

何事かは方外の事である。之は正ちかく是の事に従事する事ある。

日本は北洋艦隊をもつてゐる。

當局固は日本は北洋艦隊をもつてゐる事を知り、又その國民は博

士の國並や政治が高貴を極めてゐる事を知り、是の事は僅に至る所れど

平遠又は解釈を改めざる事なく問題に対する意見を得ることとする。

次にアラサウ内閣は、日本は北洋艦隊をもつてゐる事が現

實を認めると、これは認めなければ、本門は遂に北洋艦隊

合他八方怪か見てアア切跡はやうどとはお来る事なか、物假経

居る事う、当草の元移事處に近付ひ父等が主に附り一九三〇の歴年中も

行はすと、書向まつ紙手を为す用意す。軍側の言ひあは右は三十

四年の様現なまは。又追々へ筆運びは良は車が走つた便り送致し。

左はが加得一九三〇年移事處に付へ五上りやるニとする。高切替カ

此意轉換せう生疏者を重んじ候は仰外と申す。

完保安解雇につきは、軍は日本國の事は無く國子院より

保西解雇の権利自体は譲るだけではなく、日本法法律では裁判所に

行と解雇を認めた後職を命ぜたければ、あくまで解雇は合法的

だ。首脳裁判が首脳命令を下す場合は、復職が又は神

信がうけるべきである。たゞ補償は最高で一年の賃料の三

倍は二年以内の賃料であるところである。結果的には労働者自身は行動の範

域を軽視されることはなく、政治内閣が裁判事務を了す。軍が復

職を得る場合、補償とすれば三年以内である。

位の西郷の内にコンペアラシモと信する提案を申上す。即ち直  
に御多聞陶子現存の相手書き合の御能を持たし三毛写接虎用  
直接虎用兩君と併せ保玉屏尼の虎毛の御能得様す。而て保玉屏尼  
おほ御序書兼寄岩橋名古村小院謹事おひなは御城か御城かの  
接虎又は得玉毛の御儀の限界御送御恩と同様立ますこととあると  
先づ事事立よりお御沙汰と云ふことを勤めずかぬ御門とは云ひ及  
も米實は神體の御事西郷の公私と署書一部あり候事は

直ちに、大臣官房総務課にて、内閣官房の見合を以て、即時審査は今後

左の如き事実が之に因應する事無く如何なる勘定あると勘定する。

次に近頃、新規事件、既往事例、直接雇用並に借入の

内閣官房より、三は革車の改革資金で、該事件、既往事例限る

内閣官房並に其の資金が生じるに随性されるとの如き、也

用務若しくは、該件保護力、従事保護費外に

就は御用意合ひ又や、此の事務が、今後運営し保全する

支那内務省農務局と同様取扱はされてゐる。支那が日本勢

利の立場にあることは事実だが、問題は之が解消出来ない事

米開港埠頭は日本に接する形態とし、とあることを考へて、

条件第一、保守的開港埠頭と實際的開港埠頭となつた。

(指摘として)上は米開港埠頭から繰り取れ得る最大限とするべく

経済合意を立てるに至る迄の過程上に於ける従事者等の心の變化(筆者註)

す

行政機関は以上の基礎で今後事務の運営を行ひます。附記有り

未だ手内署名を取れず同書は附録にてお届けを行ひます。

吉田アキシ 一二〇〇年六月一日

大臣 行政機関三長へ陶山士蔵並びにワシントンの書類を附す。事務局

施行する所あり。陶山書類は五十年まで早速回収する。

吉田アキシは新規交渉を了したが、此の見解を各總理と協定し候す。

吉田アキシ

終了するに揮て急ぎるが、署名の仕上りの方を附けておけり。其の後と

之に就き實令部事中より大体の法を必要とする箇所等を今記す。

まし。

(前略) 二 前段を送り

大抵 此の点を除く外は、關係が多し、併し其は別紙にて記すが、

其點は改めて記すところ。

大臣 云得の關係はまだ記載いた。内閣は連絡の往來は計り得かやまとある

眞尋外語。此之を特に改めて云ふ事。丁度山河形勢の様な考究力

御學先矢を西主

古史。先來か後々か又シ。實況す様考究力

實地調査の如きも同様に云ふ事がある。勿論が、實地調査は必ず其の際

實地調査の如きも同様に云ふ事がある。勿論が、實地調査は必ず其の際

實地調査の如きも同様に云ふ事がある。勿論が、實地調査は必ず其の際

實地調査の如きも同様に云ふ事がある。

大臣。写真機器につきは別紙の事と様子を少す。(別紙六)

大使 早速検討する所、此の事は難免あり、五年はあまうかを要す。

これを取ておどし、之を宣義す様にせよともあれ、何が過るか不

法と云ふ事がある。必ず誰かが詫びかと云ふ問題を惹起す。日本

協議の解釈の弊は甚大かといふ事す。

次に 五年と見て年など機器を運営する開港税の根拠が何ぞ、

四年とは困ることの問題がある。

大臣 船尾氏には、キリヤや比鳥の歴史的例と筆で、雪摺の事と題す

摺印は年号を記せし事あることを記す。五年は摺印ヲ記すと曰

事例の摺印と並んで記すとは解し、萬中は四年まで記す方があ

大臣 何處か研究後、本件内訳の筆にて書き出し、おとしめたる。

右は向牛文書残す筆はなつもうて至る。

(影抄ノ二、臣曰を脱片)

大臣 事務機関つては、日本側が、日本が同意する所は、米國はやうにこと

追加書類に反論ないと言ふのは前回申した通りである。且つ何がどう

協議とはアリメテ云々と文書には差しで記入あります。

駐在の範囲につきは由々りてご傳示下さい。

専任議員在任中にたゞは撤退は別で考ふと此は満席正統かならぬ

様景々とあります。

大臣 基本満席だ。協議の次は、本邦國方の協議であつて教はる

三事あり得ぬ。本邦國方の意見があるが、必ず満席である。つまり

五二

同意する一方が何をやるかはさて置く。要は協議と云ふことは  
同意を含む。同意とは別に何をやることは不得了。と云ひて  
述べた。

写真は簡単な形でそれを示す。左の問題で右の研究範囲と  
法律の問題では左の手筋が、右の手筋が適用される。

ナレ  
此両題を legal fiction として問題にする。日本が写真の問題を解く

事務局は、撮影された写真、自動車の運転の問題など、

扱へると思ふ。法律的立場は勿論のこととすべく右は自分の方の検討中

進ます。ある。在此の問題は年々の増加や否や問題か如何か人間が

云々は勿論で、今更問題は發展の度をどう扱うかと申す事である。

其は進まず扱へると思ふ。

大臣、此も全國民は理解一丸。終結の曙光を厚望するが日本も

法律、五年が長い問題であります。そこで私は上に根拠立場が出来ます。

如きの議論は了しました。大臣の言ひ所を重視せんが故に地獄

ナウジアラミタリス。大臣閣下の御意をうけたて書けは反ひを

ヨリ反應を宣ふ在ひたるに云ふ事博多傳をうへたるはな。

是はま解つてゐない。

唐山同里はNATOの力の問題で、何が解消出来たと思ふ。大臣武昌

軍と、<sup>いわゆる</sup>拂候候。fuzzingはウエーブの事。一説に電子。自らは何か

四半世紀も前より、海上に又復活したと云ふ。

唐山行は僅々とも並行に此等の問題を追及せり。

古便 著之 所謂の修約草案が生じて、かくす内から了見

本物に非ずと云ひて、此處に書かれて手打ちの本物と云ふ。

三三九と申すが如也。

左座 其の事は我方の最大の注意を拂ひ去り、身に當らざる事無

事ありて、御心に了承之事。

作戦行動について（昭和三〇・一〇・三〇）

一 作戦行動のための基地とは直撃攻撃行動するわち、突撃攻撃の兵力又は戦力を破壊するための行動が開始される基地である。これと対照的なものは、兵站支援基地である。すなわち、そこから機関行動に対する後方支援が行われる基地である。

二 作戦基地としての使用の代表的なものは、次のとおりである。

(1) 戰闘のため、ミサイル、長距離砲を発射するため基地の使用  
(2) 戰闘任務を与えられた戦略及び技術爆破機、戦闘機並びに対潜攻撃機の発進基地としての使用

(3) 空挺作戦のための基地の使用

(4) 上記作戦のための水陸両用艦艇の出港基地としての使用  
船舶が機関任務を与えられて給油、弾薬、糧食その他の補給を受け直撃攻撃任務に出発する場合の基地の使用（なか、海上輸送について）は、出港後海上で機関任務が与えられることもあり、

三

又海上輸送も行われるので具体的な點において困難が問題である。  
艦隊本拠地を併つてゐる場合、この艦隊は民間用船艇でそれ  
がどうみるか問題である。同艦艇の任務を有する艦隊たる性質  
してゐる場合は競争行動に入るか。

(1) 機方支援基地としての使用の代表的ものは次のとおりである。  
① 武器、弾薬、燃料その他の軍需品の調達及び貯蔵施設としての  
基地の使用

(2) 軍隊の教育訓練及び軍政管理のための施設としての基地の使用  
② 軍隊の病院等の医療施設、後送施設、厚生施設としての基地の  
使用

(3) 艦船、航空機の修理施設すなわち、工事的施設としての使用  
ただし、補給整備して即時出動する場合の使用は否定的である。

(4) 軍隊を他國に移動してそこから戦闘任務につけて敵陣地域に出

撃する場合は移動であるつて、戦闘行動に直接使用するものでない  
ただし、戦闘任務を有し、他國に移動して直ちに出撃する場合に  
ついては、単純な移動とはいえない。

(2) 軍隊を他國に移動してそこから直接戦闘地域に出撃させ、日本  
の基地に帰投し、再び他國に移動して出撃させるよう、日本基地  
を使用する場合すなわち、計画的に衛擧使用する場合は戦闘目的  
に使用するといえる。ただし、たまたま戦闘任務を終つて日本の  
基地に帰投するの非戦闘行動用の基地である。

(3) 空中又は提供施設及び区域以外での燃料補給は、その基地を使用  
するものは補給艦又は給油機であるので、これを戦闘行動用の  
使用といえるかは疑問であるが、その活動が戦闘行動の一段階と  
して又は不可欠な措置として認められるときは、戦闘行動のため  
の基地使用といえる。(空中給油、軍港外での給油)

(4) 偵察又は哨戒は主なる戦闘行動と直接不可分の關係である場合

- (3) 本の軍艦又は潜水行動は、機関行動といえる。ただし、風雲等の警戒行動の場合は機関行動でない。
- (4) 機関についても上陸作戦海域にかけた機関の如く機関行動と不可分の場合日本の基地を出発するのに、機関のための使用といえる。ただし、日施景海に入らぬ場合多かる。
- (5) 我國任務を与えられた臣士兵力を艦船又は航空機による輸送するため基地を使用する場合機関地域に直達する場合即ち機関行動のための基地の使用といえるか。へ故の背後に上陸させる場合も含む。
- (6) 艦船又は航空機による兵器、弾薬等の輸送として基地を使用する場合は、機関が時間的に場所的に機関に直接してゐるとおなじ機関行動と認められるときもある。例えば上へ書く陸作戦の場合の兵器運搬の輸送。
- (7) 及び(6)の艦船を輸送する艦船、航空機が日本から出発するの

は一般には戦闘行動のための基地使用である。会敵を予想してい  
らから、しかば民運品を輸送した船隻の輸送は、戦闘行動のた  
わの基地使用であるか、いちがいに決められた問題である。

(1) 例えば、金門周辺への中国の兵力又は兵器弾薬の輸送を輸送す  
るため、その任務を与えられて日本の基地から艦艇・航空機が出  
発するのと、戦闘行動のための基地の使用といえる。

(2) なぜか、敵性商船又は敵特製品を一定量以上積載した中立船の  
本體のため、日本の基地を出港するのと、戦闘行動のための使用  
である。

(3) 例えば、南洋の米軍本隊をして日本本土に対する場合、戦闘行  
動のための基地使用となるが、基地として位置して上いかの問  
題はあるが、

以上から、兵力の行使基準これに近似すると曰われる行動を大別す  
ると、軍事輸送を目的とする行動、軍事輸送を手段とする行動及び

機密的）不可分離に支離する行動（機密、暗殺、説教、説得の一  
部）外間夜のための行動（万一攻撃準備が進むの警戒、面を隠被  
匿する用意をもつてする保護的行動（警護）となる。機密行動を制  
限すれば機密になるが、向とひは医師が手術室上りにナースで  
もなりうる。尚について日本保護される場合は機密行動でない場合  
があるが保護する行動は機密行動であるといふ問題が生ずる。

十月四日大臣年度会計録

東館

大臣

秀良

秀善

日暮

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

次第

審査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

大臣行路監査

別紙

監査

次第

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

監査

梅林

監査

失つた度に於て復活し更に意見を交換する事ある。

大臣より回書（大臣よりは五年、十七年、今亦議事等事なき

上空 <sup>paper</sup> に意見を復す事あるとテ、之をも参考と一には左様

は考へず、主事、若狭殿門に就て、其事丈より、博掌に事あ

又従ま特異其形又其が位立之事大が最終段階にて各旨

外務省の裏側

も易様に往々言つて來る事博アあり、其事を復す事

ことなま限、或ひが如都事ニ盡す事多甚也之記手取レシ

大臣も「うほ」と笑ふのであるが、これは  
も書かれてゐるが、筆者と書くものであつて、三葉は  
も書かれてゐるが、筆者と書くものであつて、三葉は

(会議が終つてから別紙三葉文を手交。)

一處す。今後おまづけの内に之にて。大臣館は西

院議院議事場に事務所を有し。十一月三日より毎年

日本には詰合ひ、ナニが有ります。(廿八年には一般

新書、洋書等の書類を収容する爲め開設され、それが本部である。

署名の時即ち十月末又は一ヶ月より先、主の便りがよぐ。

日本側の返答は日本側の主事、大軍司令にて承認あると

せざる。大臣の直圖示し、手稿を大臣が持てて置くと

書類の返答は即ち十一月三日より（日本に日本へ返却）と

御手書き、筆記は直接領は奉る所が前半が日本へ戻る

前後するも、署名は半刻は慣例上、手稿は前半が日本へ戻る

日本側の返答も署名なしや、或は手稿の元手稿長手

署名に捺印、大蔵省が立合子形とすれば日本銀行の都  
合はよき事と取扱いた。

四、大臣より、件つらひ大蔵省の印に附し、關税大蔵領  
印を返すまで其の間再びたゞや否ば行子する事は禁ず  
同上に依る國庫を日本銀行に委託する事無ぜど

國民感擄よしに面白ひらず、又在實勢力が印あは

中生義故大蔵省が少く追得へ事向へが日本は半國の  
言ひづりをもたらす大蔵領印の當者と云ふ事無

前回後事方前題  
金銀公金銀行  
小走之御未仕太國  
年賀申方事事  
行司

中三事の言傳に利用する好材料であるべき改定を

洋(ヨーロッパ)太(タケ)は十(トガ)段階が太平洋(オセアニア)の洋半

し(シ)、う(ウ)は決して印(イン)字(シグネチャ)を軽視す故(ソヌ)に非(アリ)。旅程上

と(ト)う(ウ)不(ハ)可(ハ)能(ハ)な(カ)る(カ)事(モノ)と(ト)想(ス)。大(オ)段階(ドロフ)

内(ナカニ)部(ブ)別(リ)の(ノ)種(ムラ)合(ハ)う(カ)れ(ル)事(モノ)と(ト)陳(ス)。

3. 廉(リ)ず、(リ)安(リ)手(リ)等(モ)擴張(ス)す(リ)、防衛(シテ)の(リ)有(リ)と

一律七%施設運送(基)利(リ)便(リ)、防衛(シテ)擴張(ス)の取扱(ス)

件は日本、諸者より以防、財務、兩省と協力せらる。  
内閣院逕徴と云ふことから之を勘定し、予と申す。  
(今般の出来事等、右の事項は三十一年五月一十二日、又日本が  
子爵は馬上に専門の軍事機関を設立する方針  
を示す切下、とは未だありと云ふが、爲念するも  
先づ大至と見ふと申す。) 大臣より右の御すと共に  
別紙二の通案を複数手本、其中一通は予算編成

勘入手と様式新規が立て未だる。右に支那の大臣大臣  
で施行して其の結果を予め大元元に心得て旨に手書  
ふとせり。事件・事件は氣づかぬが、不貲  
胸の直感から云つば、要乞が批准申請の提出疏の書  
議が立ち上りたるが立てよなら、某年月日を  
日刻、拂手と云ふ様式とつね様式にて申し  
か」と思ふが、又、前文所言すと、と申す。

六. 去度より本件アテレント向親は治國に回すと申付いたる。

七. 去度より共謀修憲用意既固す所度未トヨ日本向の文書

約束の件に周し(冒頭行改除)12月1日open事ニシテと云ふ事

古まづ是前中事件甚ウニシテは日本ノ作用に因すモト

と取次少く事ニシテ及す)米例と云連接に不充う之をうちには

直據なりと申す事ニシテ、去度半イ若ヒ米例カホ文書

を如ク、少ク先般交換手續す。擇西はやうがて申てあつた。

従ひ連携する事は極めて貴重な事例の爲め此  
題を擧げて御一考せんと。其詳解は日本側の立場が  
日本は米朝が英國や韓國、ソ連の諸子の如きを主張す  
復（復）権（權）を主張する事は従ひ其間の争議を除く  
而（而）は本來（本來）の事と見得（見得）たる事であつた  
ハシタニテ

大臣

行政機関手帳

(手写合用)

總

行政機関手帳十月二十日の半側壁紙は我方と

之も多とす。又其の様自合手帳にて帳

研究せし結果、猶若干の上位付再手帳が取

り、又之に亘り我方の見解を詳記奉面

仰成セラ。

左事項は七八年既合記

(イ) 十三年旅費の外、旅費の莫は半額請求に沿ひつゝ

我方の事務支度小なも之、半額にも至らし得るもつ

と思ふ。

(ロ) 電信、障害除去、機室は形の上、我方の要請す様

障害もつてゐる。

(ハ) 十五年は航空管制区域に伊予松山をさむ付近

である。

(2) 稲垣周作は人には結構あります。御承取り

再考研究の事で事務と好意的であります。

古川角周作は我方にはまだ歓迎の意無ひ

るが、此の際二つの点を更に便りを

(3) 十四号郵便局は署名の未附贈書をもととする

あるが、實に手を仕向うそつ持てて日本政府の

同意又は協議するに當ります。

廿八年九月三日は參考部は別に問題はながる。合意

書面合意書に於て未明提存の若干問題が

ある。之を文書上に記す。法律的問題を

合意の成立教示充認する。

廿九年九月三日は改定の事項を了す。

一章を終上した。

二、最後合意議事録附用印を取る。之は記入

支那は又適用すべきものは適用する運営を終來事  
に意見の所見を示す。其の趣意は  
果法がすさまじいので、併し合意の爲事令を  
行はれんかなど考へて置く。此が其の合意を  
改めて云ひ、實質的問題はなづき、近因  
中華と戦争から之を基礎に施行せられ  
る。

日米安全保障条約改定交渉の経緯に関する報告

日米安全保障条約改定交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたしたいと存じます。

安全保障条約の改正は、日米間に多年にわたる重要懸案であります。したが、一昨年六月岸総理とアイゼンハワー大統領との会談において、当時の共同声明が明らかにしておりますとおり、安全保障に関する諸問題を検討するため、日米安全保障委員会が設置されることとなり、この委員会は同時に、安全保障の分野における日米関係を両国の国民の必要及び願望に適合するよう調整することを考慮する任務を与えられ、ここに安全保障条約改定への道が開かれたことは御承知のとおりであります。

じ來條約改正の問題に関し、日米間に非公式に意見の交換を行つた結果、機ようやく熟するに至りましたので、昨年九月私はワシントン

トンを訪問して、故ダレス国務長官と会見し、条約改正交渉の開始を提議するとともに、条約改正に関する日本の希望事項を申入れた次第であります。当時申入れました事項を要約いたしますと、安全保障条約は現在まで日本の平和を守るために重要な寄与をなしてきたが、現行条約はその締結当時の事情を反映し、必ずしも日本の国民感情に沿わぬ点があるので、これを現在の日本の国情及び国際的地位にふさわしいよう改正する要がある。さらに内容的にいえば、米国の日本防衛に対する援助義務を明確化すること、日本の負うべき義務は憲法の範囲内に限らるべきこと、条約運営に關し日本の発言権を強化し、特に在日米軍の配備及び裝備の重要な変更並びに極東の平和及び安全の維持のため、日本の施設及び区域を作戦的目的に使用することを事前協議の事項とすること、条約に一定の期限を設けること、その他現行条約中現状にふさわしくない諸点に所要の改正を行うことあります。ダレス長官はこれに対して、日本側の

事情に対する十分な理解を示し、条約改正の交渉を行うことを応諾し、現在の交渉が開始されるに至つた次第であります。

その後引続き同年十月東京において、マックラーサー在日米国大使との間に条約改正に関する第一回公式会談を行う運びとなつたのであります。さらくこの間広く国内世論の動向に注目しつつ、新条約の内容につき具体的検討を加えました結果、その大綱につき日米間の見解調整も漸時進捗し、現在まで公式会談を重ねること十数回に及びまして、未だ案文についての最終的調整は完了していないのであります。交渉はほぼ妥結に近づいていたる次第であります。以下新条約の内容につきましてその概要を御報告いたしたいと存じます。

新条約は、まず前文において、日米両国は民主主義の原則を擁護し、両国間の経済協力を緊密化すべきこと、国連憲章を尊重し、すべての国と平和的に共存することを希望すること及び両国が国連憲

章に定める自衛の固有の権利を有することを確認するとともに、両国 の極東の平和及び安全の維持に対する関心を表明することとなると存じます。

条約本文につきましては、その内容となる事項は概要次のとおりであります。

第一は、日米両国が国連憲章の原則に従い、國際紛争を平和的に解決することとし、国連の目的に違背するような武力の行使又は武力による威嚇を行わない。また日米両国は、国連の平和維持機構としての機能強化に努力することとなります。

御承知のとおり現行条約は、日本の国連加盟前に締結された事情もあり、国連憲章との関係についての規定を欠いておりますので、新条約においてはこれに關する明確な規定を設けることにより、日米両国は国連憲章に従い行動すべきこと及び新条約は、国連憲章の枠内における安全保障の措置であることを明らかにし、さらに進ん

で、日米両国が他の平和愛好国と協力して、国際平和維持の機関としての国連強化に努力すべき旨を表明することとしたのであります。

第二は、日米両国は、民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力するとの趣旨を表明することあります。

日米両国が安全保障上密接な協力関係に立つことは、両国が政治、経済上の広汎な協力の基礎を有することによつてのみ可能であります。この点において日米両国は現に民主主義の共通の基盤に立ち、経済的にもきわめて緊密な関係にありますか、新条約においては、この関係をさらに発展せしめるとの両国の政策を明らかにすることといったのであります。

第三は、日米両国は、個別的に、また相互に協力して、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を憲法の範囲内で維持発展させる

との意図を表明することあります。

この条項の趣旨は、日米両国が安全保障上の協力関係にある上は、各自、自衛のための能力を涵養するため自ら努力し、また協力するという事であります。日本としては憲法の範囲内でこれを行うべきことを明らかにする所存であります。

なお、自衛力の規模、態様等は、各自その國力、国情等に応じ、自主的に決定すべきものであることは申すまでもないところであります。

第四は、日米両国は、条約の実施に關し隨時協議するとともに、日本の安全又は極東の平和が脅かされる場合は、直ちに協議することであります。

日米安全保障の体制をすべて両国間の協議により運営して行くといふことは、新条約の基本的考え方であります。従つて条約の実施に關し常時密接に連絡を保つとともに、日本の安全が脅威されると

か、また極東の平和が害されるような事態を生じた場合は、これに對処するため直ちに協議を行うこととしたのであります。

才五は、日本の施政の下にある領域において、武力攻撃があつた場合は、日米共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することを宣言するとの趣旨を規定することできます。この場合、国連憲章才五十一条に基づき武力攻撃に對してとられた措置は直ちに安保理事会に報告され、安保理事会が平和回復の措置をとつた場合は終止されることとなります。

現行条約は、米国に日本駐兵の権利を認めておりますが、少くとも条文上においては、日本防衛の義務が明記されておりません。現在米軍の撤退が進んでおりますので、米国の日本防衛義務を明確化することは、侵略を未然に防止するため特に重要であると考えるものであります。この点に関連いたしまして、通常の安全保障条約においては特定の地理的範囲における各締約国の領土に対し攻撃が加

えられた場合における相互援助を規定していることは御承知のとおりであります。しかしながら、日本の場合憲法上の関係よりも、外國領土防衛の義務を負うことは考えられないことであり、従つて条約地域は日本領土に限定することとした次第であります。日本領土で現在日本の施政下にない地域、特に多数同胞の居住する沖縄に対しても、国民感情上も特殊の関心がいだかることは当然であります。この点に関しては世論の帰趨を見定めつつ、慎重検討の結果、当面条約地域は現に日本の施政下にある地域に限定することいたしましたが、将来これらの地域の施政権が返還されれば自動的に条約地域に入ることとなる次第であります。

すでに申し述べましたとおり、米国の日本防衛義務を規定するため、日本の施政下にある領域において攻撃があつた場合には、両国は憲法上の規定と手続きに従い、所要の行動をとるという趣旨の、この種の条約における通常の方式の規定を設

けることとなつておりますが、条約地域が日本の施政下にある領域に限定されていることは、新条約の著るしい特徴であります。在日米軍に対する攻撃は、日本自身に対する攻撃なじには行い得ないところでありますから、日本として自衛上これに対処すべきことは当然であり、新条約により実質的になんら新しい義務を負うことにはならないのであります。

オ六は、日本国 の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、米国軍隊による日本の施設及び区域の使用を許すことあります。

日本 の安全及び極東の平和と安全を維持するため日本に米軍の駐屯を認めることは、現下の情勢よりみて依然として必要であると考えるものであります。何故かをならば極東の平和と安全なくして日本の平和と安全は期しえないと信ずるからであります。

米軍駐屯は、日本の安全及び、極東の平和と安全の維持を目的とするものでありますか、米国が国連憲章の目的と原則に従い行動すべきことはその現実の政策の示すところであるのみならず、新条

約においても確認されるところあります。従つて極東の平和と安全の維持のため米軍が軍事行動をとるのは、国連の行動の一環として侵略に対処する場合か、国連憲章第五十一条に基く自衛権行使の措置として行うかのいずれかであることを付言いたしたいと存ずる次第であります。

第七は、条約の期限に関して、条約発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廢棄しうることとするとともに、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをする措置をとつたときは、この期間内においても効力を失うものと定めることであります。

安全保障の体制において特に重要なことは、安定性であると考え

ます。すでに申し述べたところに明らかのように、新条約の性格は、全く防衛的のものであり、今後における国際情勢の進展において日米間に安全保障の体制が存在することにより、困難な事態が生ずることは考えられないところでありまして、日本が今後平和的に発展を計つて行く上にも十年という安全保障上の安定期間をもつことは重要であると考える次第であります。

勿論国連により日本の平和が保障される時機のすみやかに到来することは強く希望するところであり、新条約にもこの趣旨を明らかにすることといたします。これに関連し、日米両国が国際平和維持の機関としての国連の強化のため努力すべき旨を表明することとなることはすでに申し述べたところであります。

第八は、条約の附属交換公文において、米軍の日本への配備及び装備における重要な変更並びに極東の平和と安全のために日本領域以外に対して作戦行動するため、米国が日本の施設及び区域を基地として

12

使用することは、日本政府との事前協議を要する事項とすることを明らかにすることとなつております。

なお、これらの事項に關して、米国は一方的行動をとらないといふことは、日米間の交渉の過程においてすでに明確に了解されているところであります。

現行条約においては少くとも条文上は、これら事項に對してなんらの規制が課せられていないことは御承知のとおりであります。米国はこれまで条約の運営にあたり、事實上努めて日本政府及び国民の意向を尊重しているのであります。新条約においては日本の發言権を確立し、国内の不安を一掃するため、条約の運営、特にこの二つの事項について明文上日本の自主的立場を明確化することとしたいたいと考える次第であります。

なお、行政協定につきましては、協定締結後現在までの運営上の経験及びNATO協定及びNATO諸国の協定運営状況などにかん

がみ、現行協定の内容を各条にわたり検討いたしました結果、才二十四条緊急事態に関する規定及び才二十五条二の(b)項の防衛分担金条項を削除し、才二条及び才三条施設及び区域、才九条出入国、才十一条通関、才十二条調達及び労務、才十四条特殊契約者、才十八条民事請求権等の規定に、所要の改正及び適當上の改善をはかるとともに、その他の条項につきましても必要な調整を行うこととし、交渉を進めて現在に至つておりますが、行政協定につきましても交渉は妥結に近づきつつある次才であります。

以上所述べましたとおり、この度の交渉は、今日まで日本の平和を守るために重要な役割を演じてきた日米安全保障の体制を堅持しつつ、両国の相互信頼と協力の関係を基礎として、現行条約を現状に則するよう改正することとするものであります。而してこの交渉における日本側の基本的立場を重ねて要約すれば、新条約は、国連の枠内における安全保障の措置として、厳に防衛的性格のもの

とすること、日本の負うべき義務は憲法の範囲内に止めることが及び日米対等の基礎に立つて条約の運営における日本の自主性を確立することの三点を根幹とするものであり、幸いにして米国側の理解ある態度により交渉はこの線に沿いとりまとめることができると確信している次第であります。

世界における緊張緩和は、わが国外交の最も重要な目標でありますて、国連を中心として今後ますますこの方向へ努力すべきことは申すまでもないところであり、現在大国間に話合いにより局面の打開を計る気運が起つてゐることは勿論歓迎するところであります。しかしながら、東西両陣営ともに集団安全保障の体制をゆるめる兆候はなんらうかがえず、むしろ集団的安全保障体制の基礎に立つ話し合いとみるのが正しいと考えるものであります。

政府としては、現存する安全保障の体制を合理化して、日本の平和を守ることに遺憾なきを期し、安全保障上の安定性を基礎として

日本の平和的発展の道を開くことを念願とするものであります。

以上安全保障条約改正に関する日米間の交渉の経緯について御報告いたしましたのであります。政府としては交渉の妥結とともに、すみやかに新条約及び新協定に調印し、次期通常国会においてこれが承認を求める運びといたしたいと考えておる次第であります。

D R A F T

Interim Report by the Foreign Minister of  
Negotiation for the Security Treaty Revi-  
sion at the Extra Session of the Diet

I wish to make an interim report on the present stage of  
negotiation for Japan-United States Security Treaty revision.

Revision of the Security Treaty had long been the important  
pending subject between Japan and the United States. As a result  
of the discussion between Prime Minister Kishi and President  
Eisenhower in June 1957, Japan-United States Security Committee  
was established, as is stated in the Joint Communiqué on that  
occasion, to study problems arising in relation to the Security  
Treaty and, at the same time, to consider future adjustments in  
the relationships between Japan and the United States in the  
field of security to meet the needs and aspirations of the peoples  
of both countries, and thus, as you all know, the way was paved  
for revision of the Security Treaty.

Informal exchange of views took place since then on this  
subject. In September last year it was considered opportune  
that I visit Washington to see the late Secretary Dulles and to  
propose opening of negotiation for the treaty revision by sug-  
gesting concrete items on which Japan wished the treaty to be  
revised. To summarize the proposition at that time, the  
Security Treaty reflects the peculiar condition under which

- 2 -

the treaty was signed and does not necessarily satisfy the public sentiment in Japan, although it well served its purpose by contributing to maintenance of peace in Japan. The treaty, therefore, must be revised in conformity with the domestic and international situation of present Japan. To be more concrete, it was proposed that United States' obligation be clarified to assist defense of Japan while Japan's obligation is limited to within the framework of the constitution, that Japan have stronger voice in implementation of the treaty especially by making it a subject of prior consultation for United States forces in Japan to make important changes in deployment of the United States forces and their equipment or to use facilities and areas in Japan for combat purposes for maintenance of peace and security in the Far East, that definite period for expiration of the treaty be provided for, and that other necessary adjustments be made to have the treaty conform to the prevailing situation. The late Secretary Dulles responded with full understanding to the Japanese position and consented to open discussion for revision of the treaty, and thus the present negotiation was initiated.

Following my visit to Washington, the first formal discussion of the treaty revision was conducted in October last year in Tokyo between Ambassador MacArthur and myself. In due consideration to developments of public opinion in Japan the contents of the treaty was scrutinized in the process of gradual adjustments of views

- 3 -

between Japan and the United States. Although the final agreement has not yet been reached on the draft of the treaty after more than ten times of formal discussions, the conclusion of the negotiation seems to be in sight. I now wish to present to you the general idea on the contents of the treaty.

In the preamble of the treaty, the two countries will vindicate the principles of democracy, express desire for closer economic co-operation between them, hopes that coexistence in peace with all countries be materialized with faith to the Charter of the United Nations, confirm that they possess the right of self-defense under the Charter, and express their concerns in the maintenance of peace and security in the Far East.

I now proceed to give you a general idea on the contents of the treaty.

Firstly, it is stated that Japan and the United States abide by the principles of the Charter of the United Nations, try to settle international disputes in peace and refrain from resorting to threat or actual use of force in violation of purposes of the United Nations. The two countries, at the same time, will make efforts to strengthen the United Nations in its function to maintain peace in the world.

As you are aware, the present treaty lacks any reference to the Charter of the United Nations, since the treaty was concluded before Japan was admitted to be a member of the United Nations.

- 4 -

Therefore, the new treaty will specifically provide for the relationship between the United Nations and the treaty by clarifying that Japan and the United States should act in accordance with the Charter and that the treaty is a security measure within the framework of the Charter. Furthermore, the new treaty will affirm the efforts of the two countries to strengthen the United Nations, in cooperation with other peace-loving nations, as the organization for maintenance of international peace.

Secondly, it is stated that the two countries seek to promote international friendship by upholding the principles of democracy and by developing stability and welfare and the two countries further endeavour for closer economic relationship between each other.

Close cooperation between the two countries in the field of security can be effectively attained only upon the basis of wider cooperation in political and economic fields. In this connection, Japan and the United States politically stand on the common ground of democracy and they are in closest cooperative terms also in economic affairs. The new treaty manifests the policies of the two countries to promote this existing collaboration.

Thirdly, it is stated that Japan and the United States, individually or in collaboration with each other, develop their capacity to cope with military attack within the framework of their own constitutions.

- 5 -

The intent of this provision is that the two countries should exert efforts for cultivating their own defense powers and cooperate each other for this purpose as a premise to establishment of cooperative relationships in security affairs, but it is to be clarified that Japan carries out this provision only within our constitutional limitations. It is needless to add that scale and composition of defense powers should be completely left to each country for an independent determination in view of its capacity and prevailing conditions.

Fourthly, the two countries are to consult each other from time to time with respect to implementation of the treaty, and an immediate consultation will be held when the security of Japan or peace in the Far East is deemed to be in danger.

It is a principle of the treaty that the security system of the two countries be operated upon consultation. Accordingly, close relationship is to be always maintained in connection with implementation of the treaty, and whenever an emergency situation arises under which Japan's security is threatened or peace of the Far East is hampered, a consultation will take place at once to cope with this situation.

In the fifth place, it is to be affirmed that when an armed attack is made on either of the two countries in the territories administered by Japan, both countries should act to cope with this

- 6 -

common threat according to their constitutional provisions and processes. The measures thus taken are to be immediately reported to the Security Council of the United Nations according to Article 51 of the Charter and they are to be ceased whenever the Council has taken a necessary step for restoration of peace.

Under the existing treaty, the United States is entitled to station its forces in Japan but is not obligated, at least in specific terms, to defend Japan. In view of the fact that the United States forces are gradually withdrawing from Japan, it is considered to be of particular significance for preventing aggression that the United States' obligation is clarified to come to defense of Japan. In this connection, an ordinary security treaty specifies a definite geographical area of each contracting party in which an armed attack is to be met with mutual assistance. In case of Japan, however, it is not within the provisions of the constitution to assume obligation to defend foreign territory and, thus, the treaty area is limited to the territory of Japan. With regard to the Japanese territory which is not presently under the administration of Japan and particularly with respect to Okinawa where many of our compatriots reside, it is well appreciated that the public sentiment inevitably pays special concern to the area covered by the treaty. Serious study was made on this subject with due consideration to the trend of public opinion and, as the result, the treaty area is restricted.

- 7 -

to the realm presently under the Japanese administration, provided that any Japanese territory is automatically included in the treaty area upon its restoration to Japanese administration.

As I stated before, the United States obligation for defense of Japan is specified, in conformity with ordinary formula of this sort of treaty, in that both countries act according to the provisions of their constitutions in order to cope with an armed attack on either country in the area administered by Japan, but it is a conspicuous characteristic of the new treaty that the treaty area is limited to the territory under the administration of Japan. An armed attack to the United States forces in Japan constitutes an attack to Japan itself, and it is only natural that Japan should meet such an attack as an act of self-defense. The new treaty, therefore, does not provide for any additional obligation in substance on this subject.

Sixthly, it is provided that facilities and areas in Japan are made available for the use of the United States armed forces for them to contribute to the maintenance of security of Japan and in the Far East.

The present world situation still necessitates stationing of United States forces in Japan in order to maintain peace and security in Japan and in the Far East. Stationing of the United States forces in Japan is aimed to maintenance of security in

- 8 -

Japan and the Far East, but it is demonstrated in the actual execution of policies and also confirmed in the provision of the new treaty that the United States should abide by the principles and purposes of the Charter of the United Nations. Accordingly, it may be added that the United States' military actions to maintain peace and security in the Far East are limited to such actions as a part of the United Nations' actions to meet an aggression or as the exercise of right of self-defense under Article 51 of the Charter. Later I will refer to the problem of prior consultation with the Japanese Government when the facilities and areas in Japan are used for combat purposes.

In the seventh place, the new treaty can be terminated in one year's notice by either country after ten years in force, and even during this period of first ten years the treaty will be invalidated when the United Nations has taken an effective measure to safeguard peace and security in the Japan area.

Stability is required for an effective security system. As I have already stated, the new treaty is characterized by its complete defensive nature and the existence of the new security system between Japan and the United States is not expected to be an obstacle to any possible development of international situation in future. On the other hand, it is considered to be significantly meaningful for Japan to enjoy ten years period of stability in the field of security while it follows its process of peaceful development.

- 9 -

Needless to say, we earnestly await an opportunity when peace of Japan may be guaranteed by the United Nations and this hope is expressed in the new treaty. In this connection, the new treaty, as I stated before, will provide that Japan and the United States endeavour to strengthen the United Nations as the organization to maintain peace.

In the eighth place, in the exchange of notes to supplement the treaty, it will be clarified that the United States has to conduct prior consultation with Japan with respect to major changes in the deployment of the United States forces into Japan or major changes in their equipment and also with respect to utilization of facilities and areas by the United States as bases of operations other than when an armed attack is made in the territory of Japan. On these subjects, it has been clearly understood in the course of the negotiation that the United States will not take any action against the will of the Japanese people.

You are well aware that the present treaty does not, at least in terms of provisions, specifically restrict the actions on these respects. In actual implementation of the treaty, however, the United States has acted in conformity with the wishes of the Government and people of Japan. In order to provide for Japan's stronger voice and to eradicate any anxiety in Japan, it is expected to assert the independent position of

- 10 -

Japan, in explicit terms under the new treaty, for implementation of the treaty and especially on these two subjects.

With respect to the Administrative Agreement, each article was carefully examined in the light of the experience in implementation of the present agreement and of the NATO Status of Forces Agreement and operation of the NATO Agreement in various NATO countries. As the result of this study, the following proposition of the Japanese Government was presented: to delete Article XXIV on emergency situation and Article XXV 2(b) on defense support contribution and to make necessary revision or improve method of operation in Articles II and III on facilities and areas, Article IX on entry and exit, Article XI on customs clearances, Article XII on procurement and labor, Article XIV on special contractors, Article XVIII on civil jurisdiction and necessary adjustments on other articles. Negotiation still continues on these propositions but I may state that conclusion of the negotiation is expected in the near future.

As I have already stated, the present negotiation is aimed at revising the existing treaty on the basis of mutual trust and cooperation while maintaining the present Japan-United States security mechanism which has greatly contributed to the preservation of peace in Japan. Japan's basic position at this negotiation, to summarize it again, consists in that the treaty should

- 11 -

be of strictly defensive nature as a security measure within the framework of the United Nations, that Japan's obligation should be limited to within the constitutional provisions, and that the independent position of Japan should be confirmed on equal basis as that of the United States in implementation of the treaty. I am pleased to be able to report to you of my confidence that the negotiation will be concluded along this Japanese position thanks to the cooperative attitude of the United States.

Relaxation of world tension is the foremost objective of the Japanese diplomacy and no effort will be spared for this aim in conjunction with the United Nations. It is indeed a source of gratification that there is a growing tendency among the major powers of the world to abandon power policy for changing the status quo and to solve problems through talks. However, neither the East nor West indicates any willingness to loosen its collective security arrangements, and it may be concluded that the present talks between the two camps are conducted on the basis of strength in the collective security system.

In this situation our Government will earnestly try to preserve peace of Japan by rationalizing the present security system and pave the way for the peaceful development of Japan on the basis of stability in the field of security.

I have reported to you the development of negotiation on the

- 12 -

Security Treaty revision. The Government intends to sign the new treaty and agreement at an early date following the conclusion of the negotiation and present them at the next ordinary session of the Diet for ratification.

東京支

參事室

十一月三日 楊子直在東京及會見

大臣

口傳 一九三五年十一月二日午後十時半、於本部大臣室

出席者 梁士直、山川英良、森繁助、吉野義郎、鶴嶺國長、森保長

内閣書記官、レーハー太郎、フジタ・森繁

筆者

大臣 吉田アシシ生於此間、總理の意を乞ひて其處に留め、偕童云矣。

筆者

吉田アシシ生於此間、總理の意を乞ひて其處に留め、偕童云矣。

大臣 指揮官御用事務官、其官の指揮官は本部正官也。

筆者 重慶の内閣ではあるが立奉之御位に立候之御子也。如何也か。

楊子直

答 壬戌前回御稿一函上不外付費凡之物等之在支事。

庚午年明朝裏御會之日即將之往之九月半為可。

壬辰 滉公會之或少，幸甚少。次以冲淡庄淡之益固好。

今之奉書，渴望一夢，不立教諭者。

庚午 強<sup>身</sup>甲子。

壬辰 訂接信後，立教諭。

庚午 強<sup>身</sup>甲子。

大臣 行政運営の在り方を西園寺公宗が本筋とおもて方面へ進んで居る  
士使 徒歩一路に至りとお詫び(

大臣 東京は東北方面から漸次に増加するが、西日本へ向けては減少する。

即ち、予会の開催回数と並んで、私車、協議、期限等の問題が付

總理より、一齊に各種の問題が、朱の筆書きで記述されたり

手書きは有りが、何事か書面があるが、左署及右署は何う

金五枚目、牛乳等の者や、他の現物を添えて、向

極端な立場で事を運ぶ。總理はの長年事を仕事としておこなつ  
是れと並んで、ヨーロッパにて、ヨーロッパ以下、筆記事として自らも接する  
レルカニスムは、大半を抱き、見事に、立派と認められた。之に  
御子ナタリ、ナタリの運営、研究、工藝等、高級化する爲め  
ナタリ、ナタリの立場を取る事で、立派と認めたと言ふ。  
(別紙一、二、三を参照)

此等の書類が、或は機密書類である。例へば、今意、廣東流、公書

正義、agreed  
日本側の一方の文書等が、あるのである。然ちに

今が之がば、アラーンスは大う御手の間である。

大使 立事大御役に立つて伊勢し、いかず事事内證、あらうと  
研究の御答一も、即ち今とお見えて、今は十時とし、其の際

(カセキホ)

達正午とし、勿論何事か、道出立つて、此は馬鹿たるが

也。丁度も研究を要す。例へば、經年うるゝ義は困難可也。

大臣 宮内省助員は十九、平成元年十九の日が御令日よ。

向本官助の事、平成元年六月、既に、改めて、政務堂打合の際、總務期の上

十二月三十日  
十二月三十日正午、大連埠外海港より信號

と同號が立派、白いうち十二月三十日正午と信號にて三事備

案は十二月三十日正午十二月三十日正午と信號にて三事備

意の事から外事に付す。并開方面では也かと見て是も日本領事

十九日未明と判斷し、朝鮮方面を除く者、本の各埠にて御詔承

御詔承

度 之解説 並其之解説 亜或其事本可本ソシテー  
斯公之解説

文、此乞可旨送至三月三日奉承也。

大臣宿舎予令は若く延べ少は十二月二十日よりとぞ御行。是を主徳。即ち

十二月十九日より遣使を申候矣。

大臣 美院公は大臣領土御守りの事。好都合申之。

總理は二月米軍を遣へて虎達ノ事也。

大臣 總理は行く氣持つ事無。そつ種々之法を教示。宣傳一般

日本未だ知らぬと言ふ居事也。

庚 金向國に、日本側の行方は、今後問題無事は是非  
来会行幸又は三日碑にてある。萬葉抄の提出金の幸平  
支給は、日事例、予算表と計上して御返送せりが、萬葉抄の拠第  
本居宣長の所へ一か月、前記の御返送の件にて御連絡せり。幸平、  
予算表上に二点付註附の申候が、御見送り拠第  
見立を了し、幸平の行幸は折切、之に至り。と云ふこと  
理辭す。此内閣は十数日前よりは文部省主導にて行なは

井川源三郎には計上するを止めておると云ふ旨の手紙と  
レーワンソンに傳來したこと。

直 岡豊はとつ並うる事。先程解説を申す所にて申せられど。

先刻申上されく連絡が申算は土方三千九百圓を了したる意図

である。支度金は十二万九千円位の返事が致り申上されてゐる。

直 連絡二点のうち二点は何れも支度金内訳は皆承認しておあり

る。一通の連絡は持つて置かれて、御連絡はお控へられておる。

KY  
CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

(On the expression "the Far East")

The term "the Far East" as used in this Treaty refers to the general area around Japan to the north of the Philippines inclusive. The expression "for the purpose of contributing to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East" is a statement of the purpose for which Japan grants to the United States the use by its land, air and naval forces of facilities and areas in Japan and does not define geographically the area of activities of the United States forces in Japan. However, the military actions of the United States forces in Japan will be limited to those for the purpose stated in the above. Therefore the military actions based in Japan will naturally be taken as a rule in the area referred to as "the Far East."

CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

(On the review of the Treaty)

With reference to Article X of the Treaty, the period after which either Party may give notice for termination has been fixed at ten years and no provisions for reviewing the Treaty have been made in the Treaty, because, in the agreed opinion of the two Governments, stability is a very important factor in the security relationship between the two countries and it is a matter of course that a treaty like the present one may be reviewed when there develop fundamental changes in the relevant factors.

CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

(On the procedure under the Consultation Formula)

Under the Exchange of Notes under Article VI of the Treaty, the two Governments will fully consult with each other on all the subject matters enumerated therein with a view to developing common agreed views thereon and actions or measures will be taken always in the light thereof.

東郷

回覧番号  
3509  
米保

支那事務

支那事務

日時 一九三四年十一月二十日午前三時半、十一時半、於銀六郎

出席者 山口次元、森美良長、海崎信義、大谷長

会合場所 三十六使、アーヴィング

本題 本題は主に支那の内政、外政、税金、輸出などを轉達する。

一、水戸演習隊の開成、西京、中華人民共和国を訪問した。四車(汽船)

二、支那の内政、外政、税金、輸出などを轉達する。

力主、天津の支那銀行を設立し、代管施設、特許、商印の手を保持する



件領便付禮不附陽為要是于等因景一通之不當引接せんス同

方ナ第ニ書本件連接無矣

三、總理方半件向す以人主被廢し致し

(1) 十七度之書ナムトナ信奉主之は被廢人臣全名存焉事方少し

高麗國主也。例ハ十言後書直行十七君と立てて御前相也

リモ書立テシ事也。又此セヨ御前主御年也。かどニ致

ナ(一)

(B) 沖縄大鹿純金屋除 売手博報一般の付議事項は、是處の内證

手本にて付議事項を申す。

川添理屋小糸販賣は他方の手取人付向ノ13号等也。其の見合は

ゴニシ一カ、事件等を申す。

(C) 一月十九日事務は古川アチャコ河野洋輔を前席とすと席上元士

多喜一(大喜一) 破例、四度一(吉田一)

内閣、高木等の東洋化成モリカワの開催小池アラフニシトジミ

書類は日本側の手書きと日本側は捺印を以て置く。其の西  
行日等記入し、高木支那は復讐せし事並が爲る所から  
絶交の未だ確立候事は法に付し、立場宣示の上、行なはれ  
事言ひ應取しきふか。太田二義士の事、行合之、(無事)、書類す  
此件裏文書として之を正本とし、左副本を(指揮)、右副本を  
書類の準備は終り行合之と立場宣示にて終り  
(別添一)

(八) 捜査官の種々の権利同行員隨行する方の付帯請求の為本

早苗に承りまし

四 画圖關係 事は承り當便、不アリ奉候の合候。由是取次

物ノ内ナは、於事務所ノ三事例則は、日本制ハ方

特此記す。其外は、御用事例則は行はズ。とつ連言を有す。根拠本

記ラジ。何が要ラズ。轉ての後金朝ノ同様ニ尋。本日連

書 東白朝ノハハ一(別添)ノ件ハ、本邦ニ有ス。右の趣旨

事ニテ、其事例ノ基ニ於今之上、努力シ。

三、貴族院は、米朝の提案は、桂選手より、同僚を米軍本拠地に及  
べて、その間の監視を除き、日本を主用する籍を「同僚保護手帳」と  
すがござり、これが立場のときは、彼等の人民監視が、必ず一層  
簡便と實感し切替る方法にて、此の心得なりと考る。直角の付書裏面  
は、種々施設大半は、前若つては、筆記して得たが、その多くは、種々の取扱いは  
國難の事、即ち、統治者、或は、臣民の、適用する法律等が、何とか  
手帳の事、其の事、

31  
—  
While the Prime Minister plans to go to Washington  
for the signature of the Treaty, final arrangement for  
such visit cannot be made until the negotiations, now  
well advanced, have been completed.

134  
85

CONFIDENTIAL

(25 November 1959)

A. The term "military cargo" as used in paragraph 5(c) is not confined to arms and equipment but refers to all cargo for the official use of the United States armed forces shipped by the United States armed forces on a United States Government bill of lading, the term "military cargo" being used to distinguish cargo shipped to the United States armed forces from cargo shipped to other agencies of the United States Government. (Underline indicating amendment to the existing Agreed Minutes)

B. The physical examination by the Japanese customs authorities of goods shipped on a United States Government bill of lading ultimately for the private use of the members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents may be dispensed with except in cases where such examination is deemed necessary.

C. The procedure for customs clearance shall be as agreed upon between the competent authorities of the two Governments.

號 番 覧

廿二日到漢口在漢陽鐵廠住

卷之三

左屋

卷之三

666 | 77278

卷之三

治  
長  
原

ガリガリ内壁に固す。仕事は大変なが、お前が手を貸すぞ。

乙子陽朔日午猶見之東北天子方之法輪大藏經。此書有白文。其字

易經傳序



郵便・便益・通商の事務は、努力の向むき、圓滑に運んでおる。

三月十九日午後六時半より御覧を申上（郵便局）（郵便一）

郵便の御便益の如く御講じて御了承を（郵便二）

第一回書面

是れ 指定の事務、益の事務、各々の事務は、運営しておる。而して、運営する事務が、運営する事務である。

是れ、是れの事務は、運営する事務である。

支那事務方の為めに米國議會議員及門下議院に立障之

合

上手の事又助、大正三年十一月二日

次第、日本回復する事を以て研究すべし。

本題問題の件は唯ノ解決方法、多種ある。以て審議せし。

治外法令問題等、今意議事件は勿論、但其是等の事。

然るに、今意議事件は勿論、且ち生じて

其之に於ける所處とす事には、又、何事か在り。唯

若竹事加留合はるくは今直之取之一ノトナガの署名

付し  
codify  
せしと得た。

治吉 指揮不寧

達 乃シニ易ミテ御用事少キ。今アリハテ首領御用事也

聞 仰前は今御用事御用事御用事御用事御用事御用事御用事

三五事。(3)其間アリテ御用事御用事御用事御用事御用事御用事

高木 梅林正也御用事御用事御用事御用事御用事御用事御用事

自引とは左の考方ニ賛成トアリ。若く左種改めて當局  
様式ハ基準ニ立毛法紙終單古題子三カ立表。大口改  
字と算定。ワニナニは強く是申す以テ事。車方改種  
號を左手アシタルが如ク事と云は 増加す種子事  
考。自引側の要と如か手一束。

(半葉) 二月三、四、五、六、七、八月。右は同日手

施設。左、右、前後各處の事。種類を申述する所

前並えし事項は既に記載せり。特に因縁上記の事項を

申す。

米國事

(1) 諸海三の生産及び諸海五周の保有、係る事と之に付

支権力、米軍の保有、保有する事と、被失  
失の事、security

たる事等の問題が生ずる。今後此種の問題は

随時、何れも極めて頻繁に生ずる事と予想され

る。且つ諸事項は既に記載せり。特に因縁上記の事項を

無効判決が来た。これは保護院の法で車とこれは彭  
格の者（僕職を退き記念料を支）依て支拂はれ  
英國に伸訴地を持たせ（）日本と支那をもつて  
方主、臺灣、北洋の領土割り分金の支拂の問題  
争ひ、被訴者は裁判所は福岡（東京）に在り、本  
側外は判決不服従を請求の形とされ、上級法院へ送付  
度の事務が事務所、主に其の内（下）に

施設の標準化改進促進の基準を定め、各局に実力  
を發揮せしむるにあつては、事務局の従事者等の正直な心地

(12) 計算の問題、機器の取扱い等の技術的知識を有する者

等の技术的知識を有する者

等の技術的知識を有する者

等の技術的知識を有する者

内閣文書室

(1) 計算の用、日本政府は實地監視するに當り、其の権力

の本末を、とす事無く、限界を定め、並行して、其の加

3月22日

此上所舉、即ち、之を、何時、何處、何の事由、何の要請、  
上場の権利を、何の方法で、何時、何處、何の事由、何の要請

三月二十二日

次第 横濱 はまはぬ橋や、草、魚河が鹿児と人會ひ

除口頭で後手の事に研究せよ。(並首脳會を別途行ふ)

(参考文書)

度、同意と云ふ事の義向を本來す。三社の主計と同様

事。並手の段合は御外で、此は通報の用意となつ。

次第 実地調査及仲経は、共同の事にて、又は文書了りて接

合。其の間直ちに地圖、方略等の備考書を附せしめ

日本國主英國之事件は如何と思ひます。

便 早速之處理を進むる會議は引抜き日本上に於ける事

萬事萬事一つの事が一と御思ひなまへて二部に分つて在此の事

商業部の御事より抗拂の事無く、農業と工工一つの方へと

是れ日本生産家一派の事事は少しおもむかしく相應致申し。

(此處は圓滿上生じてやうに御用事事は日本生産者に於て  
立場上生ずる事)

CONFIDENTIAL

December 18, 1959

Continued Effectiveness of United Nations Resolutions on Korea

In the United States Government's view there is no question that the United Nations Resolutions on Korea cited in the Acheson-Yoshida notes and in the United Nations Status of Forces Agreement (the Security Council Resolutions of June 25, June 27, July 7, 1950 and the General Assembly Resolution of February 1, 1951) remain in effect. This position is supported by the following legal considerations:

1. It is an established rule within the United Nations that United Nations Security Council and General Assembly resolutions remain in effect unless a resolution (a) includes an express terminal date; (b) indicates by its terms that the resolution is to expire on the occurrence of a particular contingency; or (c) is repealed or expressly superseded by another resolution adopted by the same United Nations body.
2. The above-cited resolutions on Korea contain no express dates of termination.
3. Armistice agreements such as the Korean Armistice provide only for a cessation of hostilities. They are of a provisional character and do not establish definitive peace. The above-cited resolutions are therefore not superseded by the Armistice. Pursuant to these resolutions, the United Nations forces remain in Korea and the United Nations Command structure remains operative, with the United States serving as the Unified Command. The Unified Command has since 1953 submitted reports as appropriate to the United Nations Security Council on the discharge of its responsibilities in Korea and on developments in Korea relating to the Armistice. The Unified Command's 1957 Report on the Suspension of Paragraph 13(d) of the Armistice was one such report.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-2-

4. Neither the United Nations General Assembly nor the Security Council has adopted any subsequent resolution impairing the effectiveness of the above-cited Resolutions. The General Assembly has on the contrary continued to take up the Korean question as unfinished business each year since adopting the 1953 Resolution which took note of the Armistice Agreement. On December 12, 1959, for example, the General Assembly inter alia reaffirmed its Resolution 3767V of October 7, 1950, which specifically mentioned the Security Council Resolutions of June 25 and 27, 1950. These actions clearly demonstrate that the United Nations remains aware of the Korean problem and has taken no step to terminate the prior Resolutions of the Security Council and the General Assembly on the defense of the Republic of Korea.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

8/15 Talking paper

12/13/69

Yen Support Costs

Washington is most sympathetic to the political problems posed for Mr. Kishi and you by the yen support costs problem in finalizing your 1960 budget. They wish to be helpful but believe there would be serious trouble with Congress if the U.S. were to waive the yen contribution by an exchange of notes now, in advance of Senate advice and consent to the new Security Treaty on which the new Administrative Agreement (which omits any further yen contributions) is based. They believe that premature action would adversely affect Congressional sentiment regarding the new Treaty. They also believe it would adversely affect the attitude of Congress toward continuation of the Military Assistance Program for Japan. As you know, Congress is expected this year to be looking for greater defense contributions by our allies.

Washington is accordingly not able to give an outright waiver of the yen contribution at this time. They are, however, willing favorably to consider a request for a waiver at the time the new Security Treaty takes effect, provided that the amount of the contribution due us at that time is minimal. They assume that it would be minimal, in view of the increase anticipated in the Japanese defense budget, and in view of present plans for the new Treaty to come into effect in the early months of the <sup>next</sup> Japanese Fiscal Year. At the same time, Washington considers that it must preserve its present legal position respecting the yen contribution, in the unlikely event that the date that the new Treaty takes effect is unduly delayed. To meet your problem and at the same time preserve the United States position, Washington proposes the following solution:

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-2-

You and I would informally and orally agree now to postpone taking up until after the new Treaty takes effect the exchange of notes on the yen contribution for the Japanese Fiscal Year 1960 envisaged in the Agreement of April 25, 1956. If at the time the Treaty takes effect the amount of the yen contribution is minimal, the United States would give favorable consideration to a waiver of the contribution. If a waiver is not feasible, the United States would then be prepared to postpone payment until the necessary supplemental 1960 appropriations or 1961 appropriations were enacted by the Japanese Government.

Under ~~this~~ this solution the Japanese Government would not be obliged to provide for a yen contribution in its 1960 budget now in preparation, but the possibility of payment of the yen contribution later, if a waiver should not prove feasible, would be provided for. The U.S. interpretation of the solution, if it should be accepted by the Japanese Government, is that the Government's commitment to pay the full yen contribution is preserved, in the absence of United States agreement to waive the full amount of the contribution or to accept some reduction of the amount due.

For the reasons I have mentioned, this problem presents serious difficulties and dangers for us. The solution which Washington has proposed seems to me well designed to meet your requirements and at the same time to minimize risks of adversely affecting Congressional attitudes on our side. I accordingly urge most strongly that you accept it.

CONFIDENTIAL

(December 18, 1959)

(New article Re. Labor)

ARTICLE —

1. Local labor requirements of the United States armed forces or the organizations provided for in Article XV shall be satisfied with the assistance of the Japanese authorities, and the parties to the contract of employment shall be the Government of Japan and the individual worker.
2. The obligations for the withholding and payment of income tax, local inhabitant tax and social security contributions, and, except as otherwise provided for in this Agreement, the condition of employment and work, such as those relating to wages and supplementary payments, the condition for the protection of workers, and the rights of workers concerning labour relations shall be those laid down by the legislation of Japan.
3. Members of the civilian component shall not be subject to Japanese laws or regulations with respect to terms and conditions of employment.
4. In the event that the court of Japan decides that the contract of employment of a worker as mentioned in paragraph 1 above has not come to an end by notice of dismissal on grounds of security of the United States armed forces, or an order to the same effect given by the Labour Relations Commission of Japan becomes finally binding in accordance with the law of Japan, the following procedure shall apply:

(1)

- (1) The authorities of the United States armed forces or the organizations provided for in Article XV shall be informed of such fact by the authorities of the Government of Japan.
- (2) Should the former not desire to engage the worker in actual work, it shall so notify the latter within one week after the date of receipt of such information, and may temporarily withhold him from actual work.
- (3) When such notification is made, these authorities shall consult together without delay with a view to finding a practical solution of the case.
- (4) In case no such solution is reached within a period of one month from the date of commencement of the consultations under (3) above, the worker will not be entitled to actual work after the end of that period. In such a case the Government of the United States shall pay to the Government of Japan the amount corresponding to the cost of employment of the worker for the period of time to be agreed upon between the two Governments.

---

(Note)

Delete Article XII, paragraphs 4, 5 and 6.

Article XV, paragraph 4

24  
10  
12  
(Draft)

(U.S. Note)

I have the honour to refer to paragraph 4(4) of Article \_\_\_\_\_ of the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, Regarding Facilities and Areas and the States of United States Armed Forces in Japan, signed today.

The second sentence of the said paragraph provides that "in such a case the Government of the United States shall pay to the Government of Japan the amount corresponding to the cost of employment of the worker for the period of time to be agreed upon between the two Governments."

On behalf of the Government of the United States

I wish to propose that "the period of time" mentioned above shall not exceed one year after the end of one month period set forth in the first sentence of paragraph 4(4). (notification provided for in paragraph)

If the proposal made herein is acceptable to the Government of Japan, this Note and Your Excellency's reply to that effect shall be considered as constituting an agreement between the two Governments under Article \_\_\_\_\_ of the Agreement.

(December 18, 1959)

Re. Article \_\_\_\_\_:

It is understood that in the cases of disputes arising out of labor with the United States armed forces or the organizations provided for in Article XV, other than that to which Article \_\_\_\_\_, paragraph 4 applies, the United States armed forces or the said organizations shall act in conformity with the decision of the court of Japan or the order of the Labour Relations Commission of Japan, as it becomes finally binding in accordance with the law of Japan.

Security = 安全保障

(December 18, 1959)

Re Article \_\_\_\_\_:

The Government of the United States undertakes to ensure that the organizations provided for in Article XV shall pay to the Government of Japan cost incurred in connection with the employment of workers working for these organizations.

東経上 Commit the 支持

WEEKLY HANSARD: No. 405  
22nd Nov. - 28th Nov. 1957  
pp. 1284 - 1289

48. Mr. Zilliacus asked the Prime Minister what agreement he made with President Eisenhower on the subject of the right of commanders of United States ballistic weapon and bomber bases in this country to act in conformity with the United States Government's policy of leaving it to their commanders to take the immediate decision for instant retaliation in case of attack on North Atlantic Treaty Organization forces anywhere in the world.

The Prime Minister: None, Sir.

As regards the American bomber bases in Britain, as the hon. Gentleman is aware, the United States Government have given a firm undertaking that these bases will not be used for military operations except in agreement with the British Government.

The Prime Minister: I was about to observe that I have no report of the speech which has been mentioned and of which, I understand, no report was issued. I can only restate the facts as they are. There is no misunderstanding about American bombers based in this country. I am sure that the right hon. Gentleman the Leader of the Opposition will confirm that. We had an agreement in 1948, the terms of that agreement being restated and reconfirmed in 1952. They remain. No operational use can be made without the agreement of the two Governments. The forces which may be allocated to the Supreme Commander in Europe for N.A.T.O. are the responsibility of the Governments who are signatories of the North Atlantic Treaty Organization.

大臣

答

馬太史



一月廿日大臣官房総務課

日付

大正十二年一月廿日

内閣書記官 大臣官房総務課

署名者

馬太史 佐藤喜久二郎 佐藤喜久二郎 佐藤喜久二郎 佐藤喜久二郎

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

四號

4067

米保

答

馬太史

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

極秘

外務省

判ひりか。現在管の方得當と申す。この上には先般の

事件處理の結果を於てリ甚度お困難ある旨と連絡にて是迄が

大変勿念ながら此の事項を御承認を乞うる事が御好玉成は至

十二三と申し

尚ほ別の修定を乞ひ法会は別付せよと申す事は承在れ

但し署名の筆跡が出来ぬ時は、白い墨では捺すが子院

書(軍機)呂山子稿書と審査の結果和やかと申され、石井より

左記事項は、  
國税局と  
左記

件は、合意議事録にて記載

写真は、折り扱いの上、  
書類は、  
事務室にあります

左記

事務室にあります

(別紙一)

庚

(一) 上 己未年仲夏

既

吉 丙午仲夏向子 寅正月十三日

(別紙二)

庚 乙未年仲夏

署名式、請書之能力有効用を乞ひ候。是故に本文の署

名を行ふ事とぞ知り。乍は事外署名を許すことを上記

壬 戊午仲夏

總理大臣代々令達に於て承認せられ候事は、東西關係の總務、日本

内閣、中華、朝鮮問題の日韓の協議室、方日探討の事を希望

す。

大連、軍艦をまじめ、萬能通報機等は勿角せざる事があつた。邊防

支那へ三月ある事、修理から日本で、その機動を着手してゐる事は勿論とす

るが、前回一大事件は此が原因である。

大臣、うなづきをひき、

「多一歩あると今度は、中華、日韓、軍事化と化され、開港、防衛内

後、手を落とし

度、半邊張る。

其間又三年半に亘り、度々のストップは勿論、又夢見の時刻は周々、十日毎

夢見。

蓋、草薙は修理等の修理の様子が得られぬので、四苦に抗ひて今

は止まつて、奥衣は、午前の会合や或は午後は、寝起して午後の事は簡

單なるスクリーチだけといふ事す。

便 事務は早急に用紙下さい。

(参考)事務は用紙の用意をされ、送り出される場合と会議上書面とする。

二三事

アドバイス(手書き)件数は事務は(用紙)より

古賀 おはづ 拙稿にて。 (参考)事務は用紙の用意をされ、

便 効率は修理一行修理料内実博と直すにかかるまでの回数を期待

見る事も

大臣 土屋士林科が専ら内閣事は専められとて之を

便 善體國體の本則に於て各科全部に及んで之を下はせ給ふ

すと改めて首科は差上と改め第一事。而して改めて第二事は上卷科は差上

ニ事。此正首科事と云ふ三事。延ばすと三事は大臣二件、次に第三件

付すが第三件は二三事。此ノ同様に總理に申すり候事。

(大臣) テレグラフにて國事、内閣の事並に内閣の事

直指事

席 美濃子の機関

先の連絡書類が未送付の原因があり、間違えを防ぐ

事は違う何がが思付下さい。おもとがおかしくある

た度 亂暴な用意から漏れたり複数の連絡を受ける場合

誤認

CONFIDENTIAL

(Draft)

By  
洋

(Japanese Note)

January 6, 1959)

Dear Secretary Herter:

I wish to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed today. Under Article IV of the Treaty, the two Governments will consult together from time to time regarding the implementation of the Treaty, and, at the request of either Government, whenever the security of Japan or international peace and security in the Far East is threatened. The exchange of notes under Article VI of the Treaty specifies certain matters as the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

Such consultations will be carried on between the two Governments through appropriate channels. At the same time, however, I feel that the establishment of a special committee which could as appropriate be used for consultations would prove very useful.

This committee, which would meet whenever requested by either side, could consider any matters underlying and related to security affairs which would serve to promote understanding between the two Governments and contribute to the strengthening of cooperative relations between the two countries in the field of security.

Under

- 2 -

Under this proposal the present "Japanese-American Committee on Security" established by the Governments of the United States and Japan on August 6, 1957 would be replaced by this new committee which might be called "The Security Consultative Committee". I would also recommend that the membership of this new committee be the same as the membership of the "Japanese-American Committee on Security", namely on the Japanese side, the Minister for Foreign Affairs, who will preside on the Japanese side, and the Director General of the Defense Agency, and on the United States side, the United States Ambassador to Japan, who will serve as Chairman on the United States side, and the Commander-in-Chief, Pacific, who will be the Ambassador's principal advisor on military and defense matters. The Commander, United States Forces, Japan, will serve as alternate for the Commander-in-Chief, Pacific.

I would appreciate very much your views on this matter.

Yours sincerely,

CONFIDENTIAL

(Draft)

(U.S. Note)

(December 30, 1959)

Dear Mr. Prime Minister:

The receipt is acknowledged of your note of today's date suggesting the establishment of "The Security Consultative Committee". I fully agree to your proposal and share your view that such a committee can contribute to strengthening the cooperative relations between the two countries in the field of security.

I also agree to your proposal regarding the membership of this committee, namely, that the Japanese Government will be represented by the Minister for Foreign Affairs and the Director General of the Defence Agency and the United States Government by the United States Ambassador to Japan and the Commander-in-Chief, Pacific.

Yours sincerely,

CONFIDENTIAL

12  
JF  
(January 6, 1960)

Re. MDAA

(U.S. Note)

Excellency:

I have the honor to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan signed to-day. It is the understanding of the Government of the United States that references to the Security Treaty between the United States of America and Japan, signed at San Francisco on September 8, 1951, appearing in the Mutual Defense Assistance Agreement between the United States of America and Japan, signed at Tokyo on March 8, 1954, should be understood to be references to the corresponding provisions, if any, of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

I should be appreciative if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that this is also the understanding of the Government of Japan.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

(Japanese Reply)

Excellency:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

(Text of U.S. Note)

I have further the honour to confirm on behalf of my Government that the foregoing is also the understanding of the Government of Japan.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に關し御意見あ  
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

昭和 35 1/130 (米北)

平 ワシントン 1月19日 15.45 発  
本 省 20日 06.01 着

益谷大臣臨時代理 朝 海 大 使

(新安保条約等の署名完了に關する件)

第184号(大至急)

19日午後3時3分(ワシントン時間)新条約  
および協定ならびに關係文書の署名を了した。な  
お条約および協定の米側署名者はハーティー国務長  
官、マッカーサー大使およびペースンズ国務次官  
補(全権委任状の順はペースンズ、マッカーサー  
となつてゐるが、實際の署名は逆となつた)であ  
る。(了)

(主管課へ連絡済 電信課)

配布先 大臣、次官、島大使、官房長、下田公  
使、局部長、次參、總、議、米北、保、  
条、規、國政、情各課

25

(一) 「事前協議に關する交換公文關係」  
（一）問 「事前協議」には同意が含まれているか。

（答）事前協議に關する交換公文において一定の事項を日本国政府との事前の協議の主題とすることとした趣旨は、米側のそのような行為が日本側の意向に沿わないことになることがないようにするためである。したがつて、協議が成り立つたためには同意が必要なのであつて、わが国の意に反して米側がそれらの行為をすることはこの事前協議制度の趣旨からいつてありえないことである。この点は、条約交渉の過程において日米間に十分了解されていたところであるが、それがさらに、日米共同コミュニケにより確認された次第である。

2 (問) 事前協議を受けた際わが方には拒否権があるのか。

(答) 元来拒否権という言葉は、自己の意思に反して多数者の決定を押しつけられるような場合に、これを拒否することを可能ならしめる権利を意味するものとして使われている。一例、米大統領が自己の意に反して議会が修正した法律案を拒絶することを認めた拒否権、安保常任理事国が多數の支持を得た決定を否認することを可能ならしめている拒否権等、したがつて本条約の下における事前協議は、一対一の協議であるから、拒否権の観念がもともと当てはまらない場合なのである。

しかし仮りに拒否権が一対一の協議の場合にも使える言葉であるとして考えてみると、本条約の下における事前協議に際しては、米側は日本側の意思に反する行動を執る考えはない

いといつていろのであるから、拒否権の問題が起りようがないのである。すなわち拒否権の行使をまつまでもなく、日本側の意に反するがごとき行動が執られる危険は、初めから生ずる気遣いがないのである。

3 (一問) 事前協議において、いかなる場合にイエスといふか。

（答）これは、その場合、場合について日本政府が自主的の立場から判断することである。

この点についての日本政府の立場はフレキシブルに保つことが適当であつて、あらかじめ一定の基準を設けることは得策でない。

しかし、日本政府の政策の問題として、国連協力の立場から米軍が国連による措置の一環として行動する場合とか、あるいは日本の安全に重大な影響を及ぼす侵略的行動を排除するため行動とかいう場合には、おむねイエスということになるであろう。

4

一問　米軍が台湾に出撃することにつき、日本政府が協議を受  
けた場合は、同意する方針であるか。

一答　一問2に対する答弁の趣旨による。一

5.

(問) 台湾は中国の一部であり、国共間の紛争は中国の内政問題である。従つて米軍の台湾出撃は中国に対する内政干渉であるから、日本はこれに同意を与えてはならないと考えるがいかん。

(答) 台湾をめぐる国共間の紛争は、国際平和に重大なる影響を及ぼすものであつて、単純に中国の内政問題なりとはい一切れない要素がある。国共間の紛争が台湾に対する武力攻撃に導く程悪化する場合は、これが取扱いは結局国連により決定されるであろう。(朝鮮事変の際国連は南北鮮の武力衝突を朝鮮の内政問題と見ざりしのみか、国連自身が国連軍を組織して、北鮮の侵略を排除するの措置に出たことは、参考とすべきである。)

31

ただ国連の措置の決定までには多少の時日を要するので、米国が憲章第五十一条の集団的自衛権を行使して緊急事態に対処し、後に安保理事会に報告するという措置に出づることも考えられる。そして、その措置の一部として、米国が日本から戦闘作戦行動を執るため日本の施設・区域を使用することにつき日本政府に協議してくることも、考え方られないことではない。その場合日本政府としていかなる態度をとるかは、やはりその場合、場合に応じて自主的に判断すべきことであると考える。

6.

(問) 事前協議の条項は朝鮮の場合にも適用があるのか。

(答) 事前協議条項は、朝鮮の場合についても適用がある。朝鮮において万一国連軍に対して武力攻撃が再開された場合においては、在日米軍がこれに対処するため日本から作戦行動をとる必要を生ずる場合があることは、十分考えられることである。政府としては、もとより朝鮮における現在の事態が平和的に解決されることを衷心希望するものであるが、万一右のような事態が起つた場合には、国連協力という日本の基本的政策からして、当然作戦基地としての使用についても好意的にこれを考慮すべき筋合であると

33

7. (問)

「日本國への配置」という言葉の意味いかん。

(答) 日本国内に配備する目的で軍隊を入れることである。し

たがつて、撤退、移動等日本から出て行くことは含まれない。  
したがつて、戦闘作戦行動を執るために出て行く場合は、別

の主題として事前協議の対象になることはいうまでもない。

8. (問) 第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。

(答) 第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はすべて日本国内に配置されたものと見ることは、できない。他面、第七艦隊に属する船舶・航空機であつても、相当期間にわたつて日本国内の施設・区域に駐留しているような場合は、日本に配置されたものと認めるべきである。要は、米軍の編成上どうなつているかということではなく、日本国内の施設・区域の使用状況という実態によつて判断すべきことである。

35

9. (問) 米軍の日本国への配置における重要な変更とは何か。

(答) (該当する)

たとえば一箇師団程度の兵力  
を新たに日本国内に配置すること。

1

(該当しない)  
撤退(米国以外の第

2

三国への移動を含む)

3

寄港、着陸

艦艇、航空機の一時

小部隊の新たな配置

36

(問) 合衆国軍隊の装備における重要な変更とは何か

(答)

(該当する)

(該当しない)

(イ) 核弾頭及び弾中、長距離ミサイルの持ち込み（どんな短い期間のものでも含まれる）並びに右のミサイル基地の建設

たとえば、核弾頭を装備

たとえば、核弾頭を装備

サイルの持ち込み（どんな短い期間のものでも含まれる）並びに右のミサイル

（一問） しかばなにゆえ「核兵器の持ち込み」と明記しなかつたのか。

（答） 核兵器自体のみならず、それを装着しうるミサイルも含んでいい。その他将来いかなる新兵器が発明さたるか予知し難いので、核兵器に限定するのは不適当だからである。

(問) 日本国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用とはどんな使用か

(答) (該当する)

(該当しない)

日本以外の地域に對して補給のための基地としての使用  
日本国から発進される戦闘用  
作戦行動（直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。）  
の基地としての使用

(注) 戰闘作戦行動の基地としての使用の典型的なものは戦闘任務を与えられた航空部隊、空挺部隊、上陸作戦部隊等の発進基地として施設・区域を使用する場合である。

39

右にあげた典型的なもの以外の行動については、いちいち具体的な場合についてその内容及び規模、全体の作戦においてその行動の占める重要性、全体の作戦において日本の施設・区域が基地として占める重要性その他を勘案して判断するほかない。

40

10

(問) 「戦闘作戦行動」の意味いかん。

(答) 「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのための基地としての施設・区域の使用として代表的なものあげれば、施設・区域を戦闘任務を与えられた(1)航空部隊、(2)空挺作戦部隊、(3)上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。これららの部隊が戦闘任務を与えられているかどうかは、事前協議の際わが方に通報されるからわかる。)

戦闘作戦行動と対立する観念としては、戦闘作戦行動に対する兵たん支援のための作戦行動がある。施設・区域を作戦基地として使用するというのにに対して、補給基地として使用するという場合がこれに当たる。

11

(問) 戰闘作戦行動とそれ以外の作戦行動とは、現実の場合に当面して、区別ができないのではないか。

(答) 戰闘作戦行動とその他の作戦行動との軍事技術的見地からする区分は、実際の事例に当たつて、ときとして明確を欠くことがあるかもしれない。しかし、交換公文において米側による「戦闘作戦行動」の基地としての施設及び区域の使用が日本国政府との事前の協議の主題とすることとされているのは、戦闘を直接の目的とする作戦行動がわが国の國際關係処理に重大な影響を持つことによるものであることが明らかであるから、單なる軍事技術的見地からは戦闘作戦行動であるかどうかの区分が明確でない場合についても、この公文の適用上妥当な区分は、十分になされうるものと考える。

12

(問) 共同コミュニケの法的効力いかん。

(答) 過般の日米共同コミュニケは、条約と同様の法律上の拘束力をもつものではない。このようなコミュニケは、一般論としては、これを作成した当事者の政治責任の問題として考えるべきである。そして、その責任の程度は、コミュニケ全体としては、そこにいわれている個々の事柄について、その内容、表現の仕方等から個々に判断すべきであると考える。

しかしながら、本件共同コミュニケ中、事前協議の問題に関する米国大統領の声明は、すでに交渉の過程において両政府当局間に十分了解されていた点を確認する意味において行なわれたものである。すなわち、条約署名の際に作成されたコミュニケにその条約締結の基礎となつてゐる了解が記録されたわけである。

43

このように確認され、記録された日米間の了解が大統領の  
更てつといふようなことによつて影響を受くべきものでない  
ことは、いうまでもない。

44

13

（問）米軍の作戦行動につき事前協議を受けた際のわが方の態度決定は、日本国民の運命に關する重大事項である。ついてはかかる際、國民の与論を反映しつつ協議を行ない決定を下すことを可能ならしめるため、特別の諮問機関を設置する考えはないか。

（答）事前協議に当たつてわが方がいかなる態度をとるかは行政の責任においてきめられるべき事項である。同時にこれはきわめて重大な事柄であるから、政府としては最も慎重に取り扱うことは言うまでもない。しかしながら、国防問題については国防会議もあることであり、その取扱いのために特別の諮問機関を設ける考えはない。

◎事前協議

「日本軍への配置」という言葉の意味いかん。

(答) 日本国への配備する目的で軍隊を入れることである。  
したかつて、撤退、移動等日本から出て行くことは含まれない。しかし、戦闘作戦行動を執るために出で行く場合は、  
別の主張として事前協議の対象になることはいいうまでもない。

2

(問)

第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。  
第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はす  
べて日本国内に配置されたものと見ることは、できない。  
他面、第七艦隊に属する船舶、航空機であつても、相当期  
間にわたつて日本国内の施設・区域に駐留しているような  
場合は、日本国に配置されたものと認めるべきである。要

断すべきことである。  
日本国内の施設・区域の使用の情況、といふ実態については、  
米軍の編成上どうなつてゐるかといふことは、日本軍

○ 在日米軍の意味

衆三四回日米安保條約等特別委七

○ 高橋（通）政府委員、この条約全体を通じまして、在日米軍がどういうものであるかといつ概念規定はないのでござります。、この条約におきまして、条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち、事前協議に關する交換公文で日本国に配置された軍隊、これが在日米軍といふ一つの觀念でござります。それからもう一つ、第六条の本文にござます日本の施設、区域を使用する、すなわち、日本の領海、領域の中に入つてこれを使用する軍隊、こういう意味合いの在日米軍もあるわけでござります。

120

○高橋（通）政府委員、一時寄港といふ意味においては、在日米軍といふことになりませう。

時寄港し、使用していると、いふ米国軍隊が日本にある、これは否定できないことでござります。しかし、本来的に考えますから、第六条の「合衆国軍隊の日本国への配置」、この配置されば、第六条に認められた軍隊といふのが在日米軍である。そういう以外に、使用するといふことは第六条に認められていません。

○第七艦隊は在日米軍か

家：三四回  
二四日米  
安保三五、  
五貞約、四、二七

等特別委

○岡田委員 先ほど高橋条約局長は、はつきり、日本に寄港する

○赤城国務大臣、在日米軍といふのは、編成上日本における  
限りは在日米軍であると答えてゐる、  
在日米軍の指揮下にあるものと、私どもは在日米軍と、こ  
言つておるのであります。第七艦隊は、日本に駐留しておる  
アメリカ軍の指揮下にありませんから、在日米軍には入りま  
せんから、在日米軍には入ります。  
アメリカ軍の指揮下にあります。第七艦隊は、日本に駐留しておる  
ことせん。しかしながら、基地を使用することにござ  
ることがありますから、ここに入港したような場合には、こ  
基地を使用することにござます。第六条の適用を受けます。  
そういうことで御了承願いたいと思います。

3 (問)

「装備における重要な変更」とは何か。

(答) 核兵器の日本国内への持込みのことを意味することが、日米間で了解されている。この場合核兵器といつには、もちろん核弾頭を発射するためのミサイルおよびそのミサイル基地の建設という上位なことも含まれる。

○装備における重要な変更

衆予二号一九  
三四回昭三五二、一九

○足鹿委員、軍隊の装備といたることに對して具体的に例示

○赤城国務大臣、一つは核弾頭であります。もう一つは中長距離のミサイルの持ち込み、これはどういうふうに期間が短くてもそれを含む、それからもう一つは、今の中長距離ミサイル基地の建設、こういうものがアメリカ軍隊の装備における重要な変更に該当する、たとえば長距離爆撃機B-47が大陸間爆撃機B-52にかえられる場合、これは重要な変更の中に入るものかどうか

○藤山国務大臣、今回の交換公文におきます装備は、核兵器の

124

○

問題を主題といたしておるのあります。、、核弾頭ある  
いは核兵器を用いる、運び得る運搬用具と申しますか、中長  
距離のミサイルあるいは核兵器の基地を作るといふよりなも  
のが重要な装備だとうふうに話し合いをいたして決定いた  
しておるのございます。

赤堀国務大臣へ、今の箇例示の原型機が非常に優秀になつたも  
のが該当するかといたのですが、これは該当に入つております。  
機が無人機にかわつた場合も装備の重要な変更になります。それま  
まです。それまでは該當になつておりません。

つてつことてあります。核装備をして持ち込むといふことに含ま  
しません。核弾頭といふことになりますが、これも核弾頭が非常によ  
りも核弾頭をつけるかわつた場合には該當になつたければこれは該  
されないからといふことがあります。それからこれらは該當はいた  
しません。

4  
問

「戰闘行動」の意味いかん。

（）「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのためには、基地としての施設・区域の使用として代表的なものをあければ、施設・区域を①戦闘任務を与えたられた航空部隊、②空挺作戦部隊、③上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。

戦闘作戦行動と対立する観念としては、戦闘作戦行動にして使われる兵たん支援のための作戦行動がある。施設・区域をして使うと、そのに付して、補給基地としして使うと、いうのが、このに對して、補給作戦行動とは、觀念としては、右の通りに當る。

戦闘作戦行動と補給作戦行動とは、觀念としては、右の通りに區別されるが、ある作戦行動が右のいづれに屬するかは、上述のような典型的なものの場合には別として、個個

126

の具体的なケイスに上つて判断するほかない。  
米国が日本から戦闘作戦行動を執りながら、その行動を執つていないと主張して事前協議にかけないというようなことは、考えられない。元来、安全保障条約のようなもののは、日米間に相互信頼関係がなければ円滑に運用できるものではないが、日米両政府間ににおいては、この点なら懸念はないと考えていい。この問題については、この点なんらの考え方には食い違いがあるようないふ場合にかかる。  
基づいて日本側から協議を求めて調整をはかるときどき第四条に万一日米

○戦斗作戦行動と密接不可分の補給行動

(参)予八号一二頁

○曾禰益君：直接作戦行動と密接不可分の関係にある補給行動は、協議の対象となる。こういうふうに言われておる。

○国務大臣へ赤城宗徳君：戦斗作戦行動に直接性を持つてゐると

いふことは、不可分性といふことは、具体的な事態によつて判断するよりほかはないと思ひます。たとえば空挺部隊に対しまして直接に戦場に武器弾薬を投下するような行動、これは空挺行

1/28

○國務大臣（赤城宗徳君）前線へ日本から出動すると、そこで戦  
争が始まつてゐる、そこへまた弾薬、食糧等を運ぶ、こうい  
う場合は、これは直接不可分の战斗作戦行動の中に含まれ  
るものとして協議の主題になる、

(問) 「事前協議」には「拒否権」が含まれるか。したがつて

「同意」とあるのと同じ意味になるか。

(答) 米側の一定の行動については日本政府と事前に協議すべ  
きこととした趣旨は、米側が行動を執る前に日本側の意向を  
あらかじめ確かめる上に資するにあることは、いづまでもな  
い。その事前の協議において、日本政府が米側の執ろうとする  
行動に対して同意を与えるければ、協議は整わないわけで  
あるし、米国としては、そういう場合日本政府の意思に反し  
た行動は執らないと確約していふ。したがつて、法律論とし  
て、「事前協議」といふことは、そのものにて、「拒否権」とか「同  
意」とかの意味が含まれるかとされると、否と答えるを

130

○何故事前の同意としなかつたか

（三三四回昭三五六八）  
（來予四号九頁）

○横路委員、、、なぜ明確に事前の同意を要するとしなかつたのか。それともそういうことは國際上の言葉としてはないのですか。、、、  
○岸国務大臣、、、國際的の用語として同意といふことを使つておる場合もございましょし、そうでない場合もあるようになす前に協議をして、そうして両方の意見が一致して初めてその協議の道程にそのことを承知いたしております。問題は、この協議の道程にそのことをなす前に協議をして、そうして両方の意見が一致して初めてそなういう行動が起されるという意味に一体事前協議といふことが解釈されない問題であるならば、今お話のようには、その点は不十分であるといふ問題が起つたであろうと思います。しかしながら交渉の全過程を通じて、事前協議の主題とするという意

131

味は、両方がそのことを行う前に協議をして、意見が一致した場合においてそういう行動をとるのだといふ解釈のもとに、この事前協議といふ意味をとるといふことには、両方の間ににおいて見か一致して参つたのでございますから、そういう言葉を使つてあります。

132

○ 戰斗作戦行動に關する事前協議においてイエスという場合国会の承認を求めるか

三四回 昭三五四一四  
衆、日米安保条約等特別委  
一八号一七頁

○ 飛香田委員へ、この事前協議の問題を、事前にか、事後に

○ 岸田務大臣 か、国会におかけになる意思がありますかどうか。

○ 岸田務大臣 事前協議の事項を、事前に国会に承認を求めなけ  
ればならぬとは考えておりません。事後におきまして報告する  
とか、あるいはその他質問に対して答えるとかいうような方法  
によりまして、差しつかえない範囲内におきまして国会に明ら  
かにするといふことは考えて行くべきであろうと思ひます。  
○ 飛香田委員へ、国会はこの事前協議には関与できない、こ  
うお考えになるわげですか。これは政府の責任においてなすべきことだと思ひ

133

ます。  
○岸田務大臣、、、あくまでも主権者たる国民が、選挙権の行  
使によつて、少なくとも、四年に一度は選挙して、そして国民  
の意思を体じて、その代表者として選ばれたところの議員が、  
、、、その国会において選任されるとところの内閣の首班、それ  
か作つておるところの内閣が、全政治責任を負うといふこの制  
度、、、から考へて見て、時の政府が、全政治責任をかけてござ  
決定すべきものである。かように申しておる次第でございま  
す。

134

○

岸 谷 委  
の こ 和 す 外 と て 国 な こ 係 谷 委

○

米 軍 の 海 外 出 勤 の た め の 日 本 基 地 使 用 は

対 と と べ に 思 つ 務 も の の 員 安 全 に 寄 与 す る こ と を 条 件 と す る か  
家 は 安 て 出 い い 大 の 条 な い 、  
と 、 全 事 動 ま て 臣 で 約 い 、  
す 日 に 前 す す は あ 上 も 、  
る 本 直 協 る 。 、 米 る 拒 の 、  
と 自 接 議 、 そ 条 軍 か 否 は 、  
い 身 に の 作 こ 約 が ど す 禁 、  
う が も 対 戰 で 上 ど う す 止 こ  
考 判 し し 行 、 の う か ま さ の 条  
え 断 く と 動 い 直 い 、 で れ 約 第  
方 し け し を や 接 う 、 も て 約 第  
て て 密 て や し の ふ 、 な い 第  
ご こ 接 、 る く 制 う 、 く る 六  
さ れ な 今 と も 限 に い ん 条  
い を 関 、 い 米 を 出 け な い 関 係  
ま 制 係 、 う 軍 設 動 い ん 日 本 号  
す 約 か 、 場 が け し 日 本 号  
。 す あ 言 合 日 た て 三  
る る わ に 本 条 い 一  
、 か れ お か 文 く 、 平 二 等 六  
そ と ろ き ら は か そ い 和 五 特  
の う 、 ま 日 、 と そ う 海 外 安 全  
事 か 日 し 本 私 い う い う  
前 と 本 て の は う ふ う  
協 い の は 領 な こ う は 関  
議 う 平 、 域 い と

135

○「拒否権」という言葉を使わぬ理由

(衆予三四回 昭三四五六六)  
三四頁

○今迄委員、、、国際法上、法律的にこの条約には日本側の拒否権があるのかどうか。  
○岸国務大臣 私は、たた拒否権という言葉が特別の法律の意義を持つておりますから、そのことを使うことを避けますが、要はこの条約の解釈として、条約の意味として、そうしてノイと言う場合にはこれに対してアメリカがそれに反した行動をしないといふことはこれは条約及び交換公文の解釈上の当然のことです。

○岸国務大臣 拒否権といふ言葉 자체をどういう意味に御解釈になつておいでござります。が、私は必要ないよ。うてござります。が、アメリカはどうか、従来二国間の話の間にないよ。うてござります。が、これは、日本がノイと言ひ得る、ノイと言つた場合に反した行動ができるかできないかといふ

136

○岸国務大臣　いや、この問題たど思ひます。、  
集自体が持つておる特殊の意義がありますから、私はその言葉  
を使わなければ、國際法上從來の慣例から見て拒否権といふ言

137

① 「事前協議」の国内法上の用例

衆三・四回昭三  
日二米安三  
号八保五  
条一約五  
九等四  
頁特別委

○飛鳥

田委員、

事前協議といふ觀念は、國際法、國內法を通じた、いわゆる協

林（修）  
てしどうか、それとも國際法、國內法を通り、相談する事前協議といふ觀念は、國際法独特的の觀念

議といふ言葉と解釈をしてよろしくてしようか。いわゆる協議といふ言葉は、切り離して、言ふと、その意

旨が表われてゐる。あらかじめ協議をしなければ、相談する事前協議の主題と、すなはつて、その意

思ひます。攻した上でやる、これがいわゆる事前協議をして、そこで意

う言葉の意味だと私は思います。

○林

（修）  
えは、

政府委員、  
事前協議といふ言葉と解釈をしてよろしくてしようか。いわゆる協

飛鳥（修）  
てしどうか、それとも國際法、國內法を通り、相談する事前協議といふ觀念は、國際法独特的の觀念

議といふ言葉と解釈をしてよろしくてしようか。いわゆる協議といふ言葉は、切り離して、言ふと、その意

旨が表われてゐる。あらかじめ協議をしなければ、相談する事前協議の主題と、すなはつて、その意

思ひます。攻した上でやる、これがいわゆる事前協議をして、そこで意

う言葉の意味だと私は思います。

138

○ 林

国内法にとつてみれば、何々大臣は、何々をする場合には、あらかじめ何々大臣に協議しなければならぬといふのは、まさに事前に協議して、協議成立した上でやるという前提であります。そこでおきております。あらかじめ協議しなければならないといふような言葉を使つてあります場合には、単に相談だけでいいとは、普通考えてあります。たとえば、国有財産法等で、主務大臣が、たとえはこれの場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬといふようなものは、単に相談をしければそれでいいんぢゃないといふ趣旨には、われわれは解釈しております。当然に、法令によりまして、協議と同意とを使い分けておる法令もございます。その場合には、協議と同意のニアノスの違いは、

139

多少あるかもしれません。しかし、あらかじめ協議する、事前の  
協議の主題とするといふことは、実は解釈はつきりしたもの  
のと言えると思つております。

140

○米軍の出動と事前協議

(三四回 昭三五六、二号一六頁)

○河野(密)委員、、、、國連軍の一部として出動する場合

にも、これは事前協議の対象になる、、、、

○河野(密)委員、もちろん事前協議の対象となります。

○河野(密)委員、米華、米比、米韓相互防衛条約等に基づいて

米軍が出動する場合においてはどうでしょ。

○岸国務大臣 そういう場合も事前協議の対象となります。

○河野(密)委員 集団的及び個別的に自衛権の発動によると

○岸国務大臣 う場合はどうでしょ。

○岸国務大臣 日本から外へ出していく場合においてはすべて、

理由のいかんにかわらず事前協議の対象になるわけでありま

141

6

(問)

在日米軍が極東の地域に出動する場合において、この出動が米韓相互防衛条約、米華相互防衛条約、米比相互防衛条約のいずれかに基づくものである場合においても事前協議の対象となると、が、新条約締結の結果、かつてダレスが提唱したN.E.A.T.O.が事实上形成されたことになるのではないか。

(答)

前記条約の当事国に対して武力攻撃が発生し、米国がその国との相互防衛援助条約に基づいて軍事行動を執るに当たり、日本から戦斗作戦行動を執ろうとする場合、日本は、前記の諸条約の有無にかかわりなく自主的な立場からイエス、ノーをいうことになる。また、その場合、日本自身が軍事行動を執るということは、もとよりない。このように、なうな新条約の下における関係は、いわゆるN.E.A.T.O.といふ場合とは、全く異なる。

142

○ N E A T O が形成されたのではないか

(一四回 昭三五三八)  
衆予 四号 一四頁)

○ 横路委員、藤山國務大臣、EA  
T O 構想には何の関係もございません。

は全然関係がございません。従つて日本の基地から出ますと  
きには事前協議の対象になるわけでありまして、いわゆるN

143

7. (問)

約本 文に 記載しなかつたのは、この協議の重要性を低く評価してい る証左であり、日本側はこれを国会の承認の対象とされていない。左とし ても米国は国会承認の対象とはされていない。

(答) 交換公文にしたのは、その重要性を決して低く評価した

から三つの具体的事項を特に交換公文に取りあげ、その安からではない。条約本文は一般的協議事項でありそのうちを特に明らかにしたるものである。条約にしろ交換公文にしろ、それを事前の協議の対象にすることとろその法的効果は全く同様であつてなんらの相違があるも のではない。米国がこれをその国会の承認の対象としないのはその国内法上の理由によるものであつて、國際法的効果

144

にはなんらの影響もない。また米国は法的には国会の承認されることがないから、国会に提示され審議される。

145

8.  
(問)

(答)

（ウ）沖縄に對して攻撃がなされた場合と、（エ）日本が朝鮮に及び安全に重大な関係がある場合とを比較しては、ある限り与えられる行動である。

（イ）米国が国連総会の勧告に従つて行動すればそれが国連軍としての行動は左の場合は同様である。

（ロ）米国が安保理事会のなす強制措置に参加してなす場合といふ見地に立つて事態を判断するとか考慮される。

（ア）（イ）は左の場合は同様であるが、どうか又は、もしその問題が国連に提起される場合に、米国の行動が是認されるであろう。

（ウ）それが国連の平和と安全の維持のための活動の一環として行なわれる場合であるかどうか又は、もしその問題が国連に提起される場合に、米国の行動が是認されるであろう。

（エ）その使用に同意を与えるのか。

146

(二)

極東の平和及び安全に寄与する場合であつてもそれが日本との安全の関係が全然ないかあるいはあまり関係がない。いとへうような場合は与えないと。

147

9

(問)

ニニケの法的効力いかん。

(答)

通報の日本共同コミュニケは、条約と同様の法律上の拘束力をもつものではない。このようなコミュニケは、一般論としては、これを作成した当事者の政治責任の問題として見て考へるべきである。そして、その責任の程度は、コミュニケに記載されている個々の事柄等から個々に判断すべきである。  
両政府当局間に十分了解された点を確認する意味においてある。すなわち、条約署名の際において成されたコミュニケに記載する米国大統領の言明は、すでに交渉の過程においてしかしながら、本件共同コミュニケ中、事前協議の問題であると考へる。その内容、表現の仕方等から個々にわかれている個々の事柄について、その内容としで考へるべきである。

148

件記録され、確認されたのである。  
この更迭は、いつようなことによつて影響を受くへるものでな  
ることは、ひまでもない。

第三十二国会衆議院予算委員会第八号 昭和三十年五月九日

○ 今澄委員、四月十九日に発表された日米共同声明の中に、昭和三十一年及びそれ以後続く年間ににおいて、自己の資力のより大きな部分を防衛目的のために振向けることが、日本政府の意向であり、政策である」と明記してござります。、、  
内閣が何かのことであやめたら、後の内閣は全然関係がないのか、鳩山、この日本政府といふ言葉は鳩山内閣だけをさすのか、鳩山内閣は本声明に政治責任を負います。他の内閣は政治的責任を尊重するかいかは当該内閣が自主的に決定をするのであります。ただし、鳩山内閣としては、本声明が将来も尊重されることほどより希望するところであります。鳩山国務大臣、、、鳩山内閣は本声明に政治責任を負います。次に、本声明は条約ではないのですから、いすれの内閣も法

150

律的の責任のないことは、たゞ申したとおりであります。  
次に、声明中の日本政府とあるのは、右の意味のもとに解釈  
していただきたいと思います。

151

○共同コミュニケの法的性格

(三四回 昭三五三、五  
参予 八号九頁)

○曾禰益君、岸・アイク共同コミュニケというも

のは、これはどういう國際法上の性格を持つか。  
○国務大臣（岸信介君）共同声明でこの解釈をきめたといふよう  
には私ども実は考えておらない、従来の日米  
の間の交渉の過程において解釈として認められたところのこ  
とを再確認をしたという意味において共同声明が出されてお  
るわけであります。

152

◎ 吉田・アチソン交換公文

(問) 吉田・アチソン交換公文は、この新らしい交換公文をやらなければ、失効するはずのものであつたのではない。

(答)

約の一部をなしていいるので、安保条約と運命とともにすべてのものであつたのではない。吉田・アチソン交換公文は、安保条約の一部をなしていいるので、安保条約と運命をともにすべてのものであつたのではない。

措置か継続されが、その実質的内容は、朝鮮に対する国連の存続させなけれ

ばならぬ立場にある。限り、日本としては存続させなけれ

換えられたからといつて、それだけの理由で吉田・アチソン

交換公文を失効せしめて、それといふことはな

153

(問) この吉田・アチソン交換公文には、アメリカのアチソン国務長官が署名しているが、これは国連の統一司令部の代表としての資格においてしたものであるか。  
(答) しかり。

卷八

交換公文の第一項で、吉田アチソン交換公文は国連軍協定が有効な間だけ有効であるとのされてゐるが、國連軍協定は朝鮮動乱にについてだけのものであるから、この点からしても朝鮮動乱関係だけであることは明らかである。

吉田・アーチン交換公文は、朝鮮動乱に對してたけ道連が行動を執る場合に、日本としては、当然、朝鮮動乱があるものであるが。されども将来極東の他の地域で国連が行動を執る場合に、日本とては、あるものであるか。それと同様の援助を与えてなければならぬ義務